

第 8 0 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 30 年 6 月 1 日 開会

平成 30 年 6 月 7 日 閉会

南 部 町 議 会

第 80 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6 月 1 日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○陳情第 1 号及び陳情第 2 号の上程、委員会付託	9
○散会の宣告	10

第 2 号（6 月 2 日）

○議事日程	11
○本日の会議に付した事件	11
○出席議員	11
○欠席議員	12
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	12
○職務のため出席した者の職氏名	12
○開議の宣告	13
○一般質問	13
中 舘 文 雄 君	13

夏堀嘉一郎君	21
川守田稔君	27
松本啓吾君	33
久保利樹君	38
○散会の宣告	43

第 3 号（6月7日）

○議事日程	45
○本日の会議に付した事件	46
○出席議員	46
○欠席議員	46
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	46
○職務のため出席した者の職氏名	47
○開議の宣告	48
○報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○報告第5号の上程、説明、質疑	50
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第63号から議案第66号までの上程、説明、質疑、討論、採決	55
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
○陳情第1号の委員長報告、説明、質疑、討論、採決	70
○陳情第2号の委員長報告、説明、質疑、討論、採決	71
○常任委員会報告	72
○委員会の閉会中の継続調査の件	73
○議員派遣の件	73
○日程の追加	73

○町長追加提出議案提案理由の説明	7 4
○議案第 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○発委第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○閉会の宣告	7 7
○署名議員	8 1

平成30年6月1日（金曜日）

第80回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第80回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年6月1日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 陳情第1号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める陳情書
- 第 6 陳情第2号 地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10 番	工 藤 正 孝 君
11 番	夏 堀 文 孝 君	12 番	沼 畑 俊 一 君
13 番	根 市 勲 君	14 番	工 藤 幸 子 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	金 野 貢 君
住民生活課長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課長	福 田 勉 君
農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建 設 課 長	川 村 正 則 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	中 村 貞 雄 君	社会教育課長	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	松 橋 悟 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	夏 坂 由美子	班 長	小 林 京 子
総 括 主 査	留 目 成 人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第80回南部町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長 根市 勲君。

（議会運営委員会委員長 根市 勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

去る、5月25日に議会運営委員会を開催し、第80回定例会の運営について、協議をしましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告2件、議案は、条例の制定など8件のほか、平成30年度補正予算2件であります。

そのほかの案件として、陳情2件、常任委員会報告などがあります。

一般質問は5名から通告があり、一般質問通告一覧表のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、6月1日から7日までの7日間としました。

なお、会期中 2日、3日は休日のため、5日、6日は議案 熟考のため、休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番夏堀嘉一郎君、4番坂本典男君を指名します。

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日6月1日から6月7日までにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月7日までの7日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました7日間の会期中、6月2日と3日は休日のため、5日と6日は議案熟考のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの4日間は休会することに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりです。朗読は省略します。

今期定例会の上程は町長提出の案件が報告2件、議案10件。ほかに、陳情2件、常任委員会報

告、委員会閉会中の継続調査の件、議員派遣の件があります。日程により、それぞれ議題とします。

.....

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第４、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第80回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

十勝沖地震の発生から50年の節目に開催した追悼式には、ご遺族並びに議員各位のご臨席を賜り、7人の尊い御霊のご冥福をお祈りするとともに、大災害の記憶を、改めて胸に刻んだところであります。最愛の家族を突然失われたご遺族の悲しみは、癒えることはありませんが、教訓を風化させることなく、次世代へと継承していくことはもちろんのこと、二度とこのような悲しみを繰り返すことがないように、防災関係機関のお力添えをいただきながら、より一層の安全・安心なまちづくりに、町民の皆様とともに、取り組む決意を新たにしたところであります。

また、広報４月号でもお知らせしたところではありますが、当町の安全・安心の根幹をなす馬淵川の治水対策事業は、昨年度、「馬淵川広域河川改修事業」による大向地区の築堤盛土工事が完了し、今年度は、門前地区で特殊堤工事に、また、駅前地区では築堤盛土工事に向けた、測量及び用地取得に、それぞれ着手する予定であります。

先月18日から19日にかけての大雨の際にも、住宅被害がなかったことは、治水対策事業の効果の現れであると考えておりますが、さらに、堤防の新設や嵩上げを行うことで、洪水被害を防ぐ効果が、より一層高まることが期待されるものでありますので、1日も早い工事の完成を目指し、今後とも国や県に対し、整備促進を強く働きかけてまいります。

さらに、先般の議員全員協議会でもご説明申し上げましたが、八戸圏域連携中枢都市圏を構成す

る八市町村が、合同で策定しております、国土強靱化地域計画は、いかなる大規模自然災害が発生しても、圏域住民の生命・財産を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、地域の産業・経済活動を維持することを目的としております。

減災や災害対応力の向上など、国土強靱化に関する各種施策を進めるうえでの指針となるものでありますので、策定にあたりましては、議員各位のご指導・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、毎年恒例の「南部町春まつり」は、5月3日、4日の両日、法光寺を主会場に開催されました。小雨が降りしきる、あいにくの天候ではありましたが、きらびやかな衣装を身にまとった稚児入山行列のほか、本堂での体験型イベント、特設ステージでの様々な催しで賑わいを見せました。

また、4日には、果樹の花見散策ウォークが行われ、約5キロのコース沿いに咲くリンゴやサクランボの花々が、町内外から訪れた約百人の参加者を出迎え、当町の新たな魅力を実感いただきました。

18日には、今年で31回目を数える「ぼたんまつり」も始まり、見頃となった先週末には、色とりどりのぼたんが咲き競い、多くの来園者を魅了しました。

このほか、農業体験修学旅行の受け入れもすでに始まっており、今月下旬から始まる「さくらんぼ狩り」と併せて、農業観光も本格化してまいります。夏から秋にかけても「ジャックドまつり」などのイベントが控えており、こうしたイベントと併せて、豊かな農産物など、当町の魅力を積極的にPRしながら、交流人口の増加を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、農業や農作物の生育状況に関する情報ですが、昨年は7月下旬からの低温・日照不足、9月の台風18号に伴う暴風や、10月の台風21号に伴う大雨などにより、当町では、一部の農作物の品質に、やや影響があったものの、全町的には大事に至ることがなく、安心したところであります。

今年は、春先から好天に恵まれたことから、果樹の開花状況も、平年に比べて3日から7日程度、早い状況と伺っており、農家の皆様も、お忙しい日々をお過ごしのことと思います。

また、水稻の状況であります、田植え作業は、例年どおりの時期に行われており、5月末時点での進捗率は、9割近くと、平年並みとなっております。

次に、サクランボであります、主力品種の「佐藤錦」は、全体的に、平年より7日程度早いペースで生育が進んでいる模様です。

また、新品種「ジュノハート」であります、来年、県内限定のプレデビュー、そして、再来年には、全国デビューを控えており、これに対応するため、当町では、昨年9月に設立した「南部町ジュノハート生産者部会」におきまして、生産者の皆様に、高度な栽培技術を習得いただくことと

しており、産地化・ブランド化を、なお一層力強く、推進できるものと考えております。

リンゴにつきましては、平年より1週間程度、早いペースで生育が進んでいる模様であり、台風などの天候被害のない、実り豊かな収穫期を迎えられますことを、切に、願うものであります。

今年の春の叙勲では、当町から、松井吉男氏が消防功労で、また、当町出身者で元参議院議員である赤石清美氏が、議案審議功労で、受章の栄に浴されました。

それぞれの分野における長年にわたるご尽力の賜であり、心よりお祝いを申し上げます。

さて、役場統合庁舎建設事業の進捗状況等につきましては、5月25日の議員全員協議会において、ご説明申し上げたところでありますが、統合庁舎への幹線 連絡 道路である町道虎渡・広場線の早期整備に関する決議案が、3月の定例会において、全会一致で可決されたことを受けまして、統合庁舎の周辺道路 整備計画の変更案をお示したところであります。

道路を含めた建設計画に対する議員の皆様への的確なご助言に対し、改めて敬意を表しますとともに、今年度予定しております、基本設計・実施設計などを計画的に進めてまいりますので、引き続き、議員の皆様はもちろんのこと、町民各位のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告2件、条例の制定等 8件、平成30年度一般会計及び介護保険特別会計の補正予算案が2件の、合わせて12件でございます。順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税について、働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様に給与所得控除及び公的年金控除の上限額を引き下げるとともに、一部を基礎控除に振り替えることとするほか、たばこ税について、紙巻きたばこの税率を段階的に引き上げるとともに、新たに加熱式たばこの区分を設定することなど、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第5号、一般財団法人 南部町健康増進公社の経営状況についてであります。平成29年度の経営状況を説明する資料としまして、事業状況及び決算状況に関する書類を、地方自治法の規定により提出及び報告させていただくものであります。

次に、議案第61号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてであります。企業の大都市圏への集中を是正し、本社機能の移転を促進するため、地域再生法に基づく青森県の認定地域再生計画に記載された、当町の地域活力向上地域内に、本社機能に移転し、固定資産を新設又は増設した認定事業者に賦課することとなる、固定資産税について、

不均一課税を講じることとし、町内の産業振興と雇用の増大に資するため、本条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第62号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部改正に伴い、生産性向上特別措置法に規定する、最先端の設備等に係る固定資産税を減額できることとされたことから、町内中小企業の設備投資を支援する観点から、課税標準に乗じる割合をゼロと定めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第63号、南部町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領に規定する、所得制限基準が改正されたことに伴い、当該要領の規定に基づき、県の補助を受けて給付を行う、本条例の所得制限基準についても、県と同様に改めるほか、所得税法の一部改正に伴い、本条例の規定を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号、南部町子ども医療費給付条例の制定についてであります。これまで、南部町子ども医療費助成要綱に基づき、中学生までを対象に実施してまいりました医療費の助成について、給付対象者を高校卒業相当にまで拡充し、子育て支援のさらなる充実を図るため、本条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第65号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。所得税法の一部改正に伴い、本条例の規定を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第66号、南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、後期高齢者医療における住所地特例の規定を改めるとともに、所得税法の一部改正に伴い、本条例の規定を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第67号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。厚生労働省令の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号、南部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第九条第一項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。工場等における敷地面積に対する、緑地等の割合の特例を適用する区域を定めた、新たな基本計画である「青森県地域未来投資促進基本計画」が、平成30年3月28日に、国の同意を得たこと

に伴い、旧計画に引き続き、特例を適用するため、本条例において引用する基本計画の名称を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,285万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ101億6,285万5,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、子ども医療費助成事業及び乳幼児はつらつ育成事業について、助成に係る所得制限の緩和に伴い、助成対象者が増加することから、1,216万9,000円を増額したほか、青森県未来を変える元気支援事業費補助金の採択を受け、達者村PR事業のさらなる拡充のほか、横浜市栄区との交流事業の充実・強化を図る経費として314万3,000円を計上、また、コミュニティ助成事業の採択を受け、企画費に、剣吉地区連合町内会の祭り提灯購入費用などの補助金240万円を計上したものであります。

次に、議案第70号、平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ24万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ27億2,724万7,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、地域支援事業費に「支え合いの地域づくり」に係る住民を対象としたセミナーの開催費用として、32万円を増額計上したものであります。

以上、本定例会に提出いたしました、議案の概要について、ご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、財産の取得についての案件を、追加させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

陳情第1号及び陳情第2号の上程、委員会付託

○議長（馬場又彦君） 日程第5、陳情第1号及び日程第6、陳情第2号を一括議題とします。

本日までに受理した陳情２件は、会議規則第92条第１項の規定により、お手元に配布しました
請願・陳情文書表のとおり、所管の各常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

６月４日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力ありがとうございました。

（午前10時24分）

平成30年6月4日（月曜日）

第80回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第80回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年6月4日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

9番 中 舘 文 雄

1. 教育環境の現状と課題について

3番 夏 堀 嘉一郎

1. まちづくりについて

16番 川守田 稔

1. 食品衛生法改正に伴うHACCP（ハサップ）の義務化について

2. ハザードマップの見直しについて

1番 松 本 啓 吾

1. 町民の健康診断の受診率の現状と健康診断受診率向上に向けた今後の取り組みについて

2番 久 保 利 樹

1. 通学路の安全対策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
3番	夏 堀 嘉一郎 君	4番	坂 本 典 男 君
5番	滝 田 勉 君	6番	西 野 耕太郎 君
7番	山 田 賢 司 君	8番	八木田 憲 司 君
9番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君

15番 馬 場 又 彦 君

16番 川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	金 野 貢 君
住民生活課長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課長	福 田 勉 君
農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建 設 課 長	川 村 正 則 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	中 村 貞 雄 君	社会教育課長	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	松 橋 悟 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	夏 坂 由美子	班 長	小 林 京 子
総 括 主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第80回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。また、通告外の質問は行わないようにお願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

9番、中舘文雄君の質問を許します。9番、中舘文雄君。

（9番 中舘文雄君 登壇）

○9番（中舘文雄君） おはようございます。

早速質問に入らせていただきます。

私は、今定例会に臨むに当たり、少子化により全国的にも問題になっておる学校教育に与える諸問題と各自治体が行っている取り組み等を参考にしながら、当町の現状と今後取り組んでいかなければならない諸課題について、通告に従いまして順次質問してまいります。

県の教育委員会でも生徒数減少等を踏まえて県立高校にかかわる検討委員会等をもって環境整備を進めておりますし、県内の自治体でも学校の統廃合等が具体的に進められているところであります。

そうした中、当町の現状を見ますと、この5年間の生徒数の推移を見ますと小学校で生徒数が平成26年度847名から平成30年度717名となり130名の減少、また中学校でも平成26年度517名から

平成30年度405名と、112名の減少となっております。こうした生徒数の減少に伴いまして、小学校では複式学級での授業が3校で実施され、また中学校でも1校実施されております。私は複式学級の運用を否定するものではありませんが、さきに策定した町の過疎地域自立促進計画の中で学校教育の現状と問題点の中でも「生徒数の減少を踏まえて、授業やクラブ活動を進める上で支障が生じている」とし、施策面でも「計画的に整備を進めていく必要がある」と結論づけております。

こうした現状の中でも当町では子育て支援や学校教育には積極的に取り組みを進めており、ほかの自治体に比べても評価できる施策が展開していることにはうれしい限りであります。町教育方針、また重点項目でも複式教育の充実等を挙げ、町の現状を踏まえて取り組んでいることは承知しております。

そうした中で、平成28年度から新たに加わった重点項目に教育環境の充実が追加されており、その中で学校施設の整備、充実、また実態に即した教育環境の研究等もなされることとしております。平成27年4月に改正地方教育行政法が施行されて、新教育委員会制度がスタートしております。その中では、町長が招集して開催する総合教育会議があり、町の教育政策に関する方向性が明確になるとともに、我々議会もまた以前に比べると教育政策に対する役割が大きくなったと思われまします。よりよい教育を実施するためには、教育委員会のみならず、町長、議会、地域住民、また有識者を巻き込んだ自治体が連携することが重要との思いから通告しておりました教育環境の現状と今後の課題について、次のことをお尋ねいたします。

1点目は、生徒数の減少による小規模学校運営により教育に対する影響について、現状をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

2点目は、次期学習指導要領に基づき2020年度から実施される小学校における英語教育への取り組みについてお尋ねいたします。

3点目は、平成27年4月からスタートした新教育委員会制度のもと、当町の総合教育会議等で生徒数減少に伴う環境整備や、特に学校統廃合等に対して調査、検討が必要と思いますが、現状と課題についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

全国的に中学校、小学校における部活動やクラブ活動のあり方について議論されているときでもあります。教育現場の施設を含む環境整備は教育政策の中でも重要と思われましますので、町長並びに教育長の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。教育長。

(教育長 高橋力也君 登壇)

○教育長（高橋力也君） 中舘文雄議員にお答え申し上げます。

まず、生徒数の減少による小規模学校運営により教育に対する影響についてお答え申し上げます。

小規模学校のメリットとしては、児童生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細やかな指導をすることができます。児童生徒相互の人間関係が深まり、保護者や地域社会の連携も図りやすくなるというメリットがございます。

逆にデメリットとしては、集団の中で多様な考え方や学び合いの切磋琢磨する機会が少なく、学校行事など集団教育活動に制限が生じています。また、子供1人当たりに係る経費が大きくなり、教育活動やPTA活動における保護者の負担も大きくなるということが生じております。その他にも児童生徒の減少により複式学級となる影響も考える必要があります。中学校では教員の数も減となるため、全教科の教員を配置することができず、免許外教科担任を県に申請し、1年に限って教えています。教員数の減は、部活動などの設置も限定され、選択の幅が狭まります。

これらのことから、児童生徒の減少は教育だけでなく、生活面、財政面的にも影響が出ているものと考えられます。

次に、次期学習指導要領に基づき2020年度から実施される小学校における英語教育への取り組みについてのご質問ですが、小学校5年生、6年生は外国語科という教科となり、年間70時間の学習を行い、中学校と同様に「聞く」「話す」「読む」「書く」の4つの観点で評価し、評定の対象となります。また、小学校3年生、4年生は外国語活動として年間35時間の学習をすることになります。授業は担任が行うこととなりますが、小学校には外国語、つまり英語の専門教科の教員がおりません。そのため、各自が指導方法などの英語教育研修を受けるなどして授業を行うこととなります。

町では、移行期間であるこの2年間で教員に指導力向上のため独自の研修会を行うこととしております。また、外国語指導助手（ALT）を1名増員し、3名体制で町内の小中学校へ派遣し、教員と一緒に授業を行っております。次期学習指導要領について、2020年度からの完全実施に向けてスムーズに移行できるよう努めてまいります。

次に、平成27年4月からスタートした新教育委員会制度のもと、当町の総合教育会議等で生徒数減少に伴う環境整備や、特に学校統廃合等に対して調査、検討が必要と思うが、現状と課題についてのご質問にお答え申し上げます。

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の中で、一定規模の児童生徒集団が確保されることが重要であると示されており、6学級以下の小学校と3学級以下の中学校においては統合を検討すべきとされております。当町においては全小学校が該当となり、中学校は杉沢中学校と南部中学校が該当となります。

どのような教育環境がよいのか、通学距離などの地域の実情を踏まえながら町としての学校の適正配置の考え方を整理し、住民や保護者を交えての議論なども含め、第2次南部町総合振興計画の学校教育の充実の施策の方針にありますように、少子化に対応した持続的な学校運営を行っていくために、小学校、中学校の統廃合を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今の答弁の中で、まだ今のところは小規模学校教育に対してはいろいろな対応をしながら進めているので、何とかやりくりしているというふうな答弁に聞こえましたけれども、ただ私も昔、複式学級というか、そういう授業を受けた経験から、どうしても授業時間、例えば45分あると半分は自習時間にとられるというふうな授業が余儀なくされた経験があります。そうしますと、大規模であれば45分間、先生と本当の対面しながらの授業を受けられる生徒が、複式になりますとどうしても学年ごとに分けた授業ということで、授業時間数がどうしても半分、自習時間が多いというような格好になりますから、その辺をやはりどういう形で具体的に授業をされているかというのは、時間があれば、こういう形でやっているというのが具体的にあれば、複式学級の場合はこういう授業を中心に進めていますというのがあればお聞きしたいと思います。

さっき教育長の答弁にありましたように、私はどうしても小規模だと1人3人となると競争という意識が、生徒、子供の中には、暑苦しくなるんですが、一番上、ずっと小学校1年から6年まで1番、私は3番という生徒が、これはもう、前、私がPTA会長のときにも先生から言われました。児童館、保育園、幼稚園で一番の子供は小学校に入っても一番だという気持ちでやっている。いつも10番で来た人は、今みんな9人まで行っているから私は10番と。それをいかにして払拭するかというのが1年以上かかるという先生がいました。ですから、その辺がどうしてもあるものですから、やはりそこにどういう工夫がなされて、今現在、町の教育方針も出されていますから、やはり各学校そういう教育を具体的にそれでやっているんじゃないかと思えますけれど

も、もしその辺が具体的にこういう方法で、教室の授業、また外でのいろいろな体育、運動とかそういう集団的いわゆる授業に対してはこういう方法をとっているというのが具体的にあればその辺をお聞きしたいと思います。

それから、英語教育については、私は新聞等でしかわかりませんが、全国で約3割ぐらいが具体的に進めている、2020年まで待たずしてやっている実態があるという報道、新聞を見たもんですから、やはり2年待ってやるというのもあるでしょうけれども、やはりそういう先進地もありますから、その辺はどんどん、町ではALTを2人体制から3人体制にして小学校にも派遣するという具体的な行動はとっていますけれども、その辺、今、職員に対しては特別教育研修会をやるということですから、その辺で対応できればそれはいいでしょうけれども、その辺を具体的にもうちょっとそれに対する取り組みというのは重要視していく必要があるだろうかと思いますので、その辺もし何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

それから、3点目の統廃合問題が絡んでくるとこれはいろいろなことで時間がかかる問題でもありますし、またいつかは統廃合をするだろうといっても、いつやるんだという必ず町民からそういう具体的な問題提起もされます。私も過去に名川中学校のときに、統合中学校、8年かかりました。問題が来て各委員が選任されて検討してから、平成9年スタートしたのが開校が平成17年、それだけ長くかかる経緯もあります。ですから、そのとき例えば一番小さい名川中学校は30名の生徒数がいました。けれども、やはりこの際ということで統合中学校ということで進んで、その当時、町長もかわりまして、工藤現町長の前の町長の時代からスタートして今の町長になって具現化したということで、廃校、統合ということになりますといろいろな問題が絡んできますから、具体的に、例えば児童館であれば10人以下が続けば廃校するとか休館するという具体的な一つの規約を決めているんですけれども、学校教育はそうはいかないと思います。

地域のコミュニティーだとかいろいろな問題で、なかなか、なくするとなれば相当抵抗もあるだろうし、ただ私の当時の経験からいきますと、実際に子供を持っている保護者は、ある程度規模の大きい学校へ行って、設備の整ったところで部活動も十分にさせてあげたいという保護者が大分いました。名川中学校のときも保護者のアンケートをとったら8割9割が統合に賛成と出たんです。ところが、過去の大体その地域で出した年配の方々は断固反対、「私たちがつくった学校だ」と、「何事だ」というお叱りを受けたこともありますけれども、この問題はどういう形で町民の意見を吸い上げていくかという問題だと思いますから、一応一つの目安をつくって、こういう状態になったらこれは町とすれば統廃合を検討しなきゃいけない時期はこういう状況になってからやる、それとも教育委員会で相談して、じゃいつやるという方向性を出して提案するこ

とも可能でしょうし、名川中学校の場合は、連合PTA、PTAの会長さん方が集まるたびに、必要だと。地域を一体化、名川町という地域を一体化するために、やはり子供のときから一緒に遊ばせ、一緒に勉強させようというのが当時のPTAの役員の方々、連合PTAで集まると必ずその問題が出て、それから具体的になったなと思っていました。

ですから、簡単に統廃合というわけにはいきません。ことし、来年からやめますと言ってすぐできるわけじゃないでしょうし、その辺の町民からの意向をどういう形で吸い上げるかというのもやはり重要だと思いますけれども、何か委員会、また事務方のほうでこういう方法でやろうとしていることがあればその辺も一つお聞きしたいと思います。

以上とりあえず3点。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） 中館議員のご質問にお答えします。

まず最初、複式の状況ですけれども、郡の教育振興会というものがあまして、その指定を受けまして複式教育に対する勉強会を開きまして、指導方法について研究を進めております。昨年は名川南小学校が会場となりまして、複式学級についての研究会を推し進めています。特に複式学級のある学校では積極的にその研修会に参加しまして、技術の向上に努めているところです。

先ほどありましたように、半分ぐらいが自習だというご質問がありましたが、確かに半分ぐらい、例えば1・2年生が複式ですと1年生が授業して、2年生に自習させて、その交互、「ずらし」といいますけれども、そういう授業をしておりますが、小学校が多いんですけれども、中学校に行ったそういう生徒たちは、ことしの高校入試の点数でも、やはり一人一人きめ細かな指導ができておりますので、かなりいい点数を取って高校に入っております。ですから、本来であれば単式のほうがいいんですけれども、どうしても児童生徒数の減少で、研修に努めて、現在はそういう現状であります。

そして、人数が少ないので、入学時から競争相手が少ないということですが、私のほうから春の教育大会でも申しましたように、地域の伝統芸能に力を入れるようにというお願いをしております。つまり学校内だけの勉強じゃなくて、校外で活動させて視野を広げるというようなことをお願いしてありまして、各学校ともそういう教育活動を推進しております。

それから、英語教育についてですが、先ほどありましたように、5・6年生は70時間、平成20年から行うことになっていますが、現在では70時間までいなくても50時間とか、すぐに2020年度

から対応できるように教育課程を組んで少しずつ英語教育を取り入れているところです。70時間全部取り入れている小学校もあります。ただし教育課程上時間がとれないということで、30時間しかとれない学校もありますが、完全実施に向けて各学校で教育課程に工夫を凝らして今進めているところです。

3点目の統廃合についてであります。先ほど申しましたように、町の総合教育計画、10年間の間に検討するということですが、出生数がここ3年間100人を切っておりますので、統廃合は喫緊の課題だと認識しております。先ほど議員からありましたように、すぐには統合できませんので、地域の方とか有識者の方々の意見を聞いて進めていきたいと思っております。来月、保護者、それから地域住民に統合についての簡単なアンケートを実施して、それを参考にして今後計画立案して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 小規模、例えばこれはほかの自治体を例に挙げるならですけれども、学校同士の交流授業をやっている、実施しているところもありますよね。同じ国語でも算数でも小規模同士が一緒のところで交流授業、そういうのも実際に実施している自治体もあるんですけれども、そういうことは考えていないんですか。さっき言ったように、知識的には、1対1ですから、わからないところは徹底的に指導して、知識としてはわかる、そういう学力の面ではいいかもしれませんが、やはり集団というか、そういう形での経験というのは、これは相当私は意義があると思っていますので、例えば小学校同士が同じ授業で交流して、そこで同じ教師に授業をさせるということもやっている実態もありますから、私はその辺も一つ研究、検討してみる必要があるんじゃないかなと思います。

ですから、やはり小規模校で、さっき教育長が、メリット、一人一人の教育指導というのを徹底できるというメリットがあります。ただ、デメリット、人間の成長の過程ではやはり学校が集団でいろいろなことをやっているところから一つ一つ芽生えてくるんだらうと、そっちがどうしても重要に思われます。もちろん学力中心に、中学校、高校になれば、例えばどこどこ高校よりこっちの高校という親もそういう意識がありますから、どうしても体力が丈夫になるよりは頭のほうを丈夫にしてくれという父兄が多いかと思っておりますけれども、ただ小学校の段階では私は交流授業というか、そういう逆にある程度の規模の学校との交流しながら授業を受けるということも

一つの方法だと思いますけれども、一つ検討してみる余地があるかどうか、まず。

それから、英語教育については、専門的な立場からいろいろな試行錯誤がこれからされていくだろうと思います。

3番目の統廃合、さっきも言いました。統合、廃合となればいろいろな問題を抱えてきますけれども、やはり教育委員会とすればこういう方法がいいだろうというのであれば、なるべく早く方向性を、さっき言ったように10年という1つの計画の中にはのっていますけれども、そこまで本当に待ってられるのかという不安なところもあるんです。生徒数、委員会のほうでは出生数を比べれば、あと何年後にはこういう生徒数になる、ここの学校は何人、社会的な異動がなければ何人になるというのは把握していると思いますけれども、余り小規模になっちゃうとやはりなかなか大変だと思いますので、一応委員会としてこういうのが、あり方が、南部町では全部が全部大きい学校というわけにいかないと思いますけれども、それぞれ地域に必要なところは残していくという前提にしながらも、例えば学校の校舎建てかえその他の問題がある時期といいますか、余りにもそこに補修をかけるのであれば、その辺を含めて住民の方と意見交換しながら方向性を早くして行って、今のところは町ではいろいろな通学その他の対応は今までずっとやってきていますから、その辺のノウハウを生かしながら、父兄、子供の負担にならないようなことを考えてあげれば、逆に私はある意味住民からも理解を得られるのではないかと思いますので、その辺は具体的な項目、数字、委員というのをやはり町民にも提示しながら進めていく必要もあるかと思ひまして、その辺について何か考えがあればお聞きして終わります。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） まず最初のご質問ですが、交流学习ということですが、実際学校の中での勉強というのは結構厳しい状況だと思います。隣の学校の先生が隣の学校に行ってお教える、あるいは子供たちを移動させるということは、いいことなんですけれども、勉強のことについてはちょっと厳しいかなと思います。

ただし、先ほど言いましたように、財政面もかなりありますので、今、修学旅行を合同で2校一緒に行くとか、それから校外活動、来週、再来週あるんですけれども、地域のサクランボ狩りに1・2年生、町内の学校が合同で行くとか、そういう校外活動においては交流学习ができると思います。それから、聾学校、盲学校との交流も行っておりますので、学校間では勉強じゃなくて校外活動はそういう交流学习が非常に進んでいると思います。

それから、統廃合のことについてですけれども、具体的な方向性はどうかというようなお話ですけれども、今のところ具体的なものは決まっておりません。これから先ほど申しましたように検討に入って、入学してくる子供たちの数も勘案して、そして地域住民の声を聞いて、そして先ほど申しましたように有識者のお考えも拝聴しながら、多分委員会とかになると思いますが、そういうふうな具体的な年次計画等をこれから作成して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

次に、3番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。3番、夏堀嘉一郎君。

（3番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○3番（夏堀君） おはようございます。

今回の一般質問ですが、通告しておりました質問は2件でございましたけれども、事情説明や私本人の同意もなく1件を取り下げられてしまいました。現在でも納得いかない状況であり、私の知る限りではそういった事例がないことも認識しております。不本意な形ではありますが、気持ちを入れかえて、次の1件について質問いたします。

まちづくりについてでございます。

人口約3万3,000人、盛岡市と花巻市の中間に位置し、循環型まちづくりとして今メディアに引っ張りだこである岩手県紫波町のオガールプロジェクトを先般視察してまいりました。第77回定例会の中でも少し取り上げたテーマでございましたけれども、衆議院議員で当時政務官であった小泉進次郎議員がそれを視察した際に絶賛されたようですが、その理由が今体験でよく理解できました。そして、そのプロジェクト名の由来は、成長を意味する紫波の方言「おがる」と駅を意味するフランス語「G a r e（ガール）」の2つの言葉を組み合わせた造語のようです。紫波中央駅前を紫波の未来を創造する出発駅とする決意と、このエリアを出発点として紫波が持続的に成長していく願いを込めた紫波中央駅前都市整備事業「オガールプロジェクト」について簡潔にご紹介いたします。

八戸駅を出発し、盛岡駅で乗りかえて東北本線で約20分、紫波中央駅に到着しました。駅前に広がる町並みは新しいのですが、決して大き過ぎず、そして広過ぎず、手前感覚ではありますが、ジャストなサイズ感の景観が目にとまり、正直すてきだなと思ったことが最初の第一印象でした。そして、その次に目にとまったのはグリーンが映える芝生の広場でした。駅前から一望でき

るその広場には、平日にもかかわらず、読書するご老人や学校帰りの子供たち、しばしの休憩を楽しむサラリーマンなど大勢の人たちでにぎわっていました。それはオガールプロジェクトのシンボルとも言えるオガール広場というものです。そのオガール広場を挟んで両側には官民複合施設のオガールプラザやオガールベース、オガールセンターなどがあり、役場庁舎や保育園、サッカー場も併設されていました。そして、その周辺には町が分譲しているオガールタウンとしてたくさん住宅が建ち並んでいました。また、官民複合施設のそれぞれの入居状況の詳細を申しますと、オガールプラザは図書館、産直、歯科クリニック、眼科クリニック、カフェ、居酒屋、学習塾、オガールベースはビジネスホテル、日本初のバレーボール専用体育館、コンビニ、薬局、文具店、オガールセンターは小児科と病児保育室、アウトドアショップ、ベーカリー、トレーニングジム、キッズ英会話教室、病院などがございます。紫波町の現状は、人口は横ばい、世帯数は微増、基準地価は少し上昇しております。

このオガールプロジェクトとは、補助金に頼らない新しい公民連携の未来予想図であります。補助金ありきで箱をつくるのではなく、テナントの埋まりぐあいを見て箱の規模を決めるという手法が先進的で、他の自治体を例に挙げても類を見ない取り組みであり、簡単に申しますとランニングコストを逆算して施設を建設させようということであると思われます。

これまでの公共的な事業の流れは、補助金がないから事業をやらないとか、補助金があるから事業をやってみるとか、本来補助金とは事業者を補助する目的のはずが、いつの間にか補助金为先頭を走っている事例が数多く存在しています。そして、そのような事例は例外なく失敗しています。また、公共はつくることが目的で、民間はもうけることが目的ですから、もうかりもしない事業を公共が率先してやっても誰も来ません。今後の公共は民間より先んじてしっかりと稼げる投資をしなければ、少なくとも地域活性化には寄与しません。

「補助金に依存して失敗する公共開発事業は自治体財政を長期にわたりむしばんでしまう」

「通用しない活性化事業の制度を活用するのではなく、しっかり採算をとらなければ、活性化どころか地域の衰退を加速することになる」と警告するこれらの発言は、各分野で活躍されている専門家でありオガールプロジェクトを支える民間の立役者たちの声であります。現状の多くの自治体に対して危機感を抱いているようです。

さて、皆さんもご存じかと思いますが、オガールプロジェクトの中の代表的なものとして日本初のバレーボール専用体育館があります。プロの選手たちも利用する施設として一躍有名になりましたが、そこには独特のビジネス戦略がありました。野球、サッカーなどに比べ、バレーボールのような小さなマーケットであっても、そこに特化することさえできればビジネスは成功す

る、また小さなマーケットであるがゆえライバルが少ないのがポイントなのだと。紫波町にしかなく、特化したものというビジネス戦略は現在も快進撃を続けているようです。

また、このオガールプロジェクトの基幹事業であって最大の資金源となっているのが産直の紫波マルシェのようです。これは当町にも関係することで、前回の質問の中でも取り上げましたチェリーセンターも民間主導で行われていますが、これらの事業は損益や経営にかかわることから真剣に取り組みが進められ、成功に向けて努力した結果が顕著にあらわれるすばらしい地方活性化事業ですが、この事業はオガールプロジェクトにおいても大切な位置づけとされており、オガールプロジェクトのエンジンであると言っても過言ではないとまでおっしゃっていました。

以上のことから、参考にする点が多い紫波町と当町とを比較してみても、まるで違うことをしている事業とか、もう既に同じように実施され効果が出ている事業があったりします。当町にとってよいものは取り入れる、デメリットに当たるものは排除する、手つかずであったものは検討してみるという仕分け作業が今必要であると思いますし、その仕分け作業の基準をこの紫波町を参考にすれば何かよいヒントが出てきそうな気がしていたのですが、皆さんはどう考えますでしょうか。

また、この研修の中で何度も説明を受けたスーパー公務員というものがありましたけれども、オガールプロジェクトにおけるキーパーソンでありました。行政マンとしてのプライドを持ちながらも一方で民間の力を大事にし、的確にその力を展開してあげる理解力と判断力こそが公民連携が動くための大きな原動力となります。そしてまた、先日でも取り上げました各分野の専門家であり本事業の立役者であるスーパー民間人の存在もまた必要であると思います。第78回定例会で、やる気と得意な分野を持っている民間人をどのようにして発掘するかという質問をいたしましたけれども、この紫波町ではスーパー公務員とスーパー民間人を発掘させてまちづくりを着々と展開していますが、どのような手法で進めているのか、町としても参考にできる事案だと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

この紫波町には多くのことを学べるものがあるように感じますし、同時に当町と同じぐらいの規模の自治体としてとても魅力的に感じていただけたと思いますけれども、当町といたしましてもこれら事業の先駆者の取り組みを勉強するようなことが必要であるように私は思いますが、今後のまちづくりの考え方や方向性をお聞きます。

最後になりますが、冒頭でもお話をしましたオガールの町並みは、まさしく私が提言しているコンパクトシティそのものでした。公民連携という形での進め方を目の当たりにして、私が勧めている民間力で推し進める形だけではやはり限界を感じざるを得ません。ハード面だけでなく

ソフト面もしっかりと形成されて熟達された本物を見て、勉強しなくてはいけない多くの課題を見つけることができ、私はますます意欲が湧いてきました。

以上、未来の子供たちの笑顔のための質問とさせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員のご質問にお答え申し上げます。

まちづくりについてのご質問であります。岩手県盛岡市に隣接しております紫波町は、公民連携によるまちづくりの振興を推進し、優良事例として紹介されております。都市近郊の町、フルーツ栽培や稲作の産地として農業が基幹産業であるなど、当町と似ている点が多い町であると思っております。

ご質問のオガールプロジェクトにつきましては、中央駅前の未利用町有地10.7ヘクタールの存在、役場本庁舎の老朽化に伴う建てかえ、図書館新設の要望、公民連携を担うキーマンの存在、地方債の償還による財政問題、東洋大学大学院との協定などがきっかけとなりまして、公民連携によるまちづくりが始まったものと承知しております。

公民連携であります。公共サービスの提供や地域経済の再生など何らかの政策目的を持った事業が実施されるに当たって、官である地方自治体と民である民間企業、NPOや住民が目的決定し、施設建設と所有、事業運営、資金調達など何らかの役割を分担して行うこととされております。

紫波町では、この取り組みの推進に当たって公民連携基本計画を策定、「農村と都市が共生し全ての人が希望を持ち安心して暮らせるまち」「人にも地球にも優しいまち」を目指したまちづくりを基本理念とし、町有地を活用して必要な公共施設の整備と民間による市街化整備を進める上での基本的考えを示した計画となっております。

町が抱える課題として共通と言えるものが、若い世代の人口流出、商店街活性化、子育てしやすい環境、雇用の確保などと言われております。この課題の解決策を導くためには公民連携の手法が今後ますます重要になってくると思われ、南部町のまちづくり政策にも、町民、各種団体、民間企業と連携して推進していくことが今後ますます重要になってくるものと考えております。

まちづくりの取り組みのきっかけこそ違いがありますが、町としましては第2次南部町総合振興計画を基本として、まちづくりの将来像にございます「みんながつながり達者に暮らす笑顔あ

ふれるまち南部町」を目指し、今後もまちづくりの取り組みを進めていきたいと考えております。また、人口減少や長寿社会の中で、多様化する価値観やライフスタイルに対応し、町民が住み続けられる持続可能なまちづくり、また町に住む人と訪れる人が安全安心や幸せを実感し、未来に希望が持てるまちづくりを今後も推進してまいりたいと考えております。紫波町を初めまちづくりに関して参考となる取り組みを行っている自治体は全国にも多数ございますので、今後もよい事例は事例として当町のまちづくりの参考にしてまいりたいと考えております。

補助金の話も出ておりましたけれども、補助金があるからやるという考えではなくて、私はいつも申し上げておりますが、まず大事なのは必要なものを、今こういう要望が町民からある、そういうのに対応していくためには、あるものをうまく活用するということは私は決して悪いことではない、使える補助金は使って町の負担を少なくする、補助金は全くあしきものというものではないわけでありまして、ただ大事なのは、必要なものを建設する、整備をしていくときどういう補助があるのかということは、私は自治体としてこれは当然どこもが考えて、そして将来の財政状況を健全にしていく、これが基本になっていくものと思っております。

そういう中において民間の力もかりる、そういうことができればこれはよりよいわけでありまして、中にはコンパクトシティー、これを進めようとして、やはり成功しているところもありますけれども失敗した事例もあります。我々はそういう成功したところだけではなく失敗したところも見なければならぬ。なぜそこは失敗したのか、原因は何だったのか、こういうのも参考にしなければならぬと思っておりますし、紫波町さんは大変大々的にやっているわけですが、一つの考え方、広場地区を一つ考えてみていただければと思います。まさに紫波町が一つの当時の課題、役場も老朽化している、図書館も欲しい、そういうさまざまな要望があった。それを集中して駅周辺に建設した。

今、名川中学校周辺、3校を統合した立派な中学校がございます。そこには運動競技場もございます。また、医療センターがあります。福祉センターがあります。町民が活用できる町民ホールもあります。町民図書室もあります。その近くには歯科クリニックもできました。スーパーも2軒できました。また、現在、庁舎を進めている場所はそこから近隣の場所でございます。コンパクトシティーまではいかなくても、一つのそういう考えのエリアの中に至っているわけがございます。私どもは合併をしておりますので、一つの地区に集中する、本来は合併していますので余り旧ごととは考えないで、将来の南部町、これを考えたときに、一つの集約的なところも考えていかなければならぬと思っておりますし、ただやはり旧町村の合併前の姿というものもあるわけがございますから、その旧町村単位のまちづくり、そこはどういうふうにして持っていくん

だと。それぞれの地区のやはり特徴を出したまちづくり、そういうのも町全体で考えていかなければならないものだと思っております。

ただ、我々は、職員会議でも言うんですが、いいものは参考にさせてもらいましょうよと、決してそれは恥ずかしいことでもないし、それがただ南部町にどのようにマッチしていくかということでございますので、今、議員さんからもありました、いいものは当然参考にさせていただきながら、我々のところでもっと逆に伸ばせる場所は何なのか、そういうことを考えたまちづくりをしていきたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） ご答弁ありがとうございました。

当日なんですけれども、視察する方々がたくさんおられました。混んでおりました。その視察の状況というのも聞いたら、もうずっと何カ月先も視察が埋まっているという状況だったんですけれども、この視察を見て私も感動を受けまして、議会の視察のほうもこういったところも見たらどうかなと思ひまして、後ほど提案をさせていただこうと思っております。行政視察という形もとれるかと思うんですが、行政のほうではそういった考えはないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 具体的に紫波町を視察するということは、私、担当する課のほうからは具体的に伺っておりませんし、今のところは計画に入っていないと思います。

議員のほうでも視察をしたいというふうに議会のほうに提言してみたいという話でございました。どうぞ議員の皆さんは議員の皆さんでしっかりと話し合いをしていただいて、これは町も一緒に行って行政視察をしたほうが良いということになれば、別々に行く必要はないだろうと思っておりますので、できれば一緒に行って同じ目線で見ることができればよろしいのではないかなと。これはまたどうぞ議員の皆さんでもしっかり相談をしていただければと思っております。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。

これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

(午前10時50分)

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

16番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

(16番 川守田 稔君 登壇)

○16番（川守田 稔君） おはようございます。

私は、2点について質問いたしたいと思います。

1つがHACCP（ハサップ）の義務化と、2つ目がハザードマップの見直しについてであります。

1つ目、食品衛生法改正に伴うハサップの義務化について質問いたします。

食品衛生法改正案が今回の国会に提出されているようであります。既に参議院においては通過したようでありますが、いまだ決定ということではないようであります。

その改正案の内容を見ますと、ハサップの義務化とそれに伴う環境整備が主なものと理解します。TPPを中心とした、いわゆる自由貿易の推進を背景とした措置であり、2020年の東京オリンピックをきっかけとした流れであると理解いたします。そのハサップの義務化が最終的にはそれぞれの分野でどの程度のハードルとなるのかは今の時点では不明であります。施行規則等はまだ示されておりませんが、不明であります。その影響は非常に大きいと思います。

当町に照らし合わせて考えてみますと、1つには農産物の加工、販売、場合によっては農産物の生産工程においてもハサップの規格を要請される場合があるかもしれません。それは原材料として農産物を加工に対して供給する場合であります。2つ目としては、グリーンツーリズムにおける民泊での食事の提供であります。また、飲食店における食事の提供、さらには飲食店、加工施設など営業許可に関する取得ですとか、その営業許可の更新時における問題などなどいろいろあると思います。また、輸出案件に関係した場合などさまざまな方向から考えなくてはなりません。全国的な各自治体共通の課題として、ハサップという制度に対する理解不足、また知識不足、ハサップを担う人材不足等々共通の課題として指摘されているようであります。

ハサップの義務化が表面化して約2年ほどたつのかなと思います。その議論の始まりのことを考えますと、それ以前であることは確実であります。つまりは義務化ということはどうやら決定事項のようであります。2020年まで余り時間的な猶予はありませんが、町当局はどのような姿勢で臨むおつもりかご説明いただきたいと思います。

2点目、ハザードマップの見直しについてお伺いいたします。

先般、石巻市大川小学校の津波事故の訴訟に対する控訴審判決が示されました。その判決内容は、市のハザードマップへの依存とその信頼性を否定し、校長らに対しては独自の立場で検証すべきであったとの指摘であります。いわゆる平均的な知識を上回る防災知見を得て適切な危機管理マニュアルを独自に整備すべきであったと言及している事実は少々衝撃的でもありました。ですが、控訴審でのこの指摘は至極当然でもあると思います。個人的には深く共感もいたします。この訴訟が最終的にどのような結審を迎えることになるのかは不明ですが、訴訟過程においてこのような判決が示されたという事実は、すなわち一般的な認識として既存のハザードマップに対する何かしらのアンチテーゼが存在するものと考えます。この判決についてどのような所見をお持ちでしょうか。

期せずして国土強靱化地域計画の策定について先般説明がありました。防災計画の改善、見直しについて、あわせてお考えを伺いたいと思います。

答弁よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員のご質問にお答え申し上げます。

食品衛生法の改正に伴うハサップの義務化についてであります。平成29年3月に第73回議会定例会の一般質問において川守田議員から同様のご質問をいただき、ご答弁申し上げましたが、その後、国において4月13日に参議院で可決し、現在は衆議院で審議中であります。

ハサップが制度化されますと、大企業や食品の輸出入を行う事業者だけでなく、中小企業や個人経営の店や民宿など全ての食品製造・加工業者、飲食店に認証が義務化されることになると思われます。

ご質問の農業部門における影響であります。農産物の加工、販売につきましてはまだ詳細は決まっておりますが、ハサップに関する基準などは県が取り決めることになると思われ、その

際に個々の農家が行っている小規模な加工施設などは認証基準が低く設定されるのではないかと見込んでおります。

次に、原材料としての農産物の提供につきましては、ハサップ認証の確認事項で製品についての記述の中に原材料等の組成及び添加物の名称と使用量についてのチェック項目があり、施肥、薬剤散布などの管理がこれに当たりますが、現在は防除履歴などにより対応できているものであると考えており、法改正による影響は少ないと思われます。

また、農家のハサップ認証につきましては、今後の国や県の動向を注視しながら当町の状況を考慮した上でどのような施策や対策が必要かを判断し、関係機関と連携し、柔軟な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、グリーンツーリズムにおける民泊での食事の提供についてお答え申し上げます。

現在、達者村ホームステイ連絡協議会による農業体験と農家民泊は、28名の会員からご協力いただき、簡易宿所営業・農林漁業体験民宿業として三八地域県民局長から旅館業の営業許可を得て実施しております。

この農林漁業体験民宿業にはさまざまな法律の規制緩和が設けられており、その中の一つに、宿泊時に提供される食事が全て自炊の場合や農家等と共同調理する場合には食品衛生法に基づく営業許可が不要であることが明確化されております。受け入れを実施した際には全ての会員が食事の提供を受け入れ者と共同で調理を行っているため、食品衛生法上の営業許可は必要ないことから、このたびの食品衛生法の改正に伴うハサップに沿った衛生管理の義務化には該当しないものであります。

しかしながら、受け入れの際の食品及び施設の衛生管理は非常に重要であることから、2年前に三戸地方保健所の協力を得て、台所、客室、便所、洗面所、風呂場についての項目をチェックできる「農家民泊受け入れに係るチェックリスト」を作成し、受け入れの際に自主点検を行っているところであります。このほかにも、県職員を講師として、食材の調達、調理方法など食品衛生に関する講習会や民泊施設への巡回指導を定期的実施しており、法令に沿った宿泊施設の環境を維持しているところであります。

今後も食の安全の強化に対応するため、継続した取り組みによりさらなる安全安心な農家民泊を目指してまいりたいと考えております。

次に、飲食店での食事の提供における衛生管理についてお答え申し上げます。

食品事業者がハサップを導入する際には、ハサップのチームを編成し、製品の種類や原材料、添加物などを調査の上、製造工程の一覧図を作成するなどの手順を踏むことが求められますが、

認証を受けることにより、従業員の衛生管理に対する意識が向上するだけでなく、イメージアップが図られ、顧客の信頼度が上がるというメリットがあります。

しかしながら、制度の内容が複雑であり、これらの手続を町内の事業者が行うことは大変難しいのではないかと考えております。現在、ハサップについての説明会や個別相談を青森県商工会連合会が開催しておりますが、町においても制度の詳細が判明してまいりましたら町商工会と連携し対応してまいりたいと考えております。

次に、飲食店の営業許可のあり方などへの影響についてであります。現在は飲食店営業や菓子製造業など、取り扱う食品や内容に合わせて許可を受けることとなり、1つの施設で複数の許可を受ける必要があることから、営業実態に合わないなどの問題がありました。このことから、食中毒のリスクや営業の実態に合わせた許可制度に、またリスクの低い営業については許可より簡易な届出制度に変わるものと思われます。

いずれにいたしましても、個人経営の小さな飲食店でも義務化されることとなりますので、町商工会と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ハザードマップの見直しについてお答え申し上げます。

まず、石巻市大川小学校津波訴訟の判決についての町の所見につきましては、個別の事案でありますのでコメントは差し控えさせていただきたいと思いますが、常日ごろより町民の生命、財産を守るのは町の責務であると認識しておりますので、災害対応につきましてはもうこれだよいと思うことなく常に準備を怠らないように今後も取り組んでいく必要がありますし、児童生徒の安全を守るという意味では学校も同じなのではないかと考えているところであります。

次に、防災計画の改善、見直しについてであります。先ほど申し上げましたとおり、常に準備を怠らないように、改善、見直しを行うことが重要だと考えております。

現在の南部町地域防災計画及び南部町防災マップは、青森県で指定している馬淵川中流浸水想定区域と土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を適用したものであります。馬淵川中流浸水想定区域は平成17年6月に指定されたものであり、現在県では河川改修事業の効果を検証するなど浸水区域の精度を高めるための見直しを行っているところであり、今年度内の公表を目標に作成作業を実施しているところであります。また、平成23年3月に指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域についても、今年度内の公表を目標に作成作業を実施しているところであります。

このように、当町の計画策定の基礎となるデータの変更や、道路や橋などのインフラの整備、組織改革や社会情勢の変化など、防災計画を見直すタイミングを見逃さないようにするととも

に、見直しを行った際にはしっかりと周知し、訓練を行うことで定着を図り、防災力を高めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 答弁ありがとうございました。

ハサップにつきましては、いまだ審議が進んでいないという状態のようなので、最終的にどういうハードルになるのかというのは私にもわかりません。いろいろ情報収集はしているつもりではあるんですが、わかりません。

ですが、例えばオリンピック選手村で供される食事については、ハサップですとかワールドGAPの規格がないものに関しては使っていただけないようであります。逆に言うと日本製のものよりも輸入食品が多く供されるんじゃないでしょうかというような物の言い方をする人もおられます。そういう事例を考えますと、ある程度徹底したそういったある高さのハードルを確実に設定してくるのではないのかなと思う次第であります。今後の施行規則ですとか政令、課長通達などの情報を見守りたいと私も思いますが、町の担当の皆さんもよろしく対応していただきたいなと思います。

GAPにつけ、ハサップにつけ、ISOにつけ、ISO22000、その辺、生産からそのロジスティクスまでという幅で見ますと、単にハサップをやっているんだとか衛生管理をちゃんとやっていますとかそういったことにはとどまらないような事例というのが問題点として今後浮き彫りになってくるような気がいたします。粛々と対応していただきたいと思います。

ハザードマップに関してですが、着々とやっておられるというのはわかるのですが、それならば、例えば先般説明があった国土強靱化地域計画、この計画というのは、例えばここで言う地域というのはどういうことになるのか、どのエリアを設定、想定しているものなんでしょうか。それによってやはり町独自のハザードマップのつくり方というのにも影響してくると思いますが、その兼ね合いとして説明いただければと思います。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 今のご質問にお答え申し上げます。

まず地域についてですが、南部町地域防災計画につきましては南部町内を地域として考えてご

ございます。そして、先般ご説明いたしました国土強靱化計画につきましては、やはり八戸地域の連携している8市町村を全域として考える計画でございます。そこを全ての地域として、その中で各町村に落とし込みまして、一緒に共通できるところ、そして南部町だけのものというふうな、そのような区分をしてつくることになります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） そうすると、また何といいますか、国土強靱化地域計画はこれとして、町の防災計画というのは、防災計画でいいんですかね、ハザードマップというのは独自につくり上げていくという解釈でよろしいんですね。

そうすると、大川小学校の判決でもあったように、小学校、私もあそこの前を通ってみた、一度だけ通ったことがあるんですけども、最初は津波が来る前はあそこは大丈夫だろうというような考え方をしていたわけじゃないですか。そうだったのかもしれませんが、私は生活したことがないのでその辺の生活感覚がわからないのですけれども。じゃこの南部町にあって生活感覚でもってどの程度のことを想定したらいいんだろうというようなことになるわけじゃないですか、判決のその内容というのは。

ですから、どのような災害でも想定したような、そういう何かちょっと大風呂敷を広げたような文句がある、強靱化地域計画というのは何かそういう印象が私にはあるんですけども、それならそれでもっと地域の問題というのを事細かに、部落単位、町内単位とかそういったふうに掘り下げていって、それぞれの地区地区にある問題点を落とし込んでいくようなそういう作業というのが絶対必要になってくると思うんですね。それは自主防災組織が多分担うことになるのかなと思ったりもするんですけども、じゃ町内会というのはどういう役割をするのかとかいろいろ整理していかなきゃならないことが多分出てくると思うんですね。その辺を粛々と面倒くさがらずに検討していったほうがいいなと思うのですが、そういう希望に沿っての検討がされる可能性はあるんでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

まず防災計画あるいは防災マップというものがどのような災害にも適用するというようなことで、当然全ての災害を網羅した形で防災計画等はつくってございます。実際、今、議員おっしゃったように、大川小の判決といいますか、事例を見た場合におきまして、あそこもハザードマップ上では該当しないところで起こった事件でございます。ただ、それでも予見できたのではないかとございまして、実際になりますと今議員がおっしゃったように各自主防災会が核となりまして町内会を巻き込んで、自分たちの地域では実際に災害が起きたらどういうことになるのか、そのような想定訓練を行う必要は当然あると思います。それに対しましては町もそれは防災のためですので全面的に協力していかなければならないと考えておりますし、その面におきまして、現在町で作成しまして全世帯に配布しております防災マップというのは非常によくできた防災マップだと思ってございます。あれを利用して図上訓練のような形で、ぜひ防災関係者だけではなく地区を巻き込んでそのような見直しとか訓練ができるような形で担当課としても取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで川守田 稔君の質問を終わります。

次に、1番、松本啓吾君の質問を許します。1番、松本啓吾君。

（1番 松本啓吾君 登壇）

○1番（松本啓吾君） こんにちは。

今回、私は、町民の健康診断の受診率の現状と健康診断受診率向上に向けた今後の取り組みについて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

医療の進歩とともに平均寿命はさらに延びることが予想されています。そのため、健康寿命が平均寿命とともに延びないと日常生活に制限のある期間が拡大し、本人の生活の質が低下するだけでなく、介護をする家族の負担も大きくなってしまいます。また、医療費や介護給付費など社会保障の増大に伴う国家財政の圧迫も懸念されており、健康寿命を延ばすことは日本にとって喫緊の課題と言えると思います。

厚生労働省が2018年4月17日に公表した2015年市区町村別生命表では、下位から全国50位以内に青森県の31市町村が並ぶなど、短命県の厳しい現状が浮き彫りになりました。県内の平均寿命は、男性が78.7歳、女性が86.0歳で、全国の都道府県で最も短いものでした。南部町においては男性が78.8歳で全国ワースト41位、女性が86.6歳でした。

また、厚生労働省が2018年5月1日に発表した2017年の人口動態統計によると、青森県内の悪性新生物、いわゆるがんの死亡率は、過去最悪だった前年を上回り、5年連続で全国ワースト2位でした。また、糖尿病は全国ワースト2位、脳血管疾患が全国ワースト4位となるなど、他疾患の死亡率も全国より高い水準でした。

日本人の死因の約6割は、がんや心臓病、脳卒中などが占めています。そのため、生活習慣病等の予防に努めるとともに早期発見・治療をすることは、平均寿命と健康寿命を延ばす効果があります。予防と早期発見に重要なのが一般的な健康診断の健診と特定の病気の早期発見を目的とした検診の受診です。健康診断や人間ドックは、受診することにより生活習慣病を予防し、病気を早期発見できる重要性があります。一方、検診の代表例はがん検診と歯科検診です。特にがんは早期発見・早期治療ができれば完治できるものもあります。

40歳以上の方は特定健診を受診することができ、南部町においては平成28年度の特定健診受診率は男女ともに県平均を上回っていますが、49歳以下では30%を下回るなど、年齢が低くなるほど受診率は低くなっています。国民健康保険による住民健診と40歳以上の特定健診の実施は町側より町民に周知されています。また、社会保険等の被保険者である会社員等は、健康診断については職場で周知されるのが一般的です。ただ、ふだん職場にいない主婦や高校生、大学生などの被扶養者は、健康診断を受けられることを知る機会が乏しいと思われます。

そこでお聞きしますが、社会保険等の方々の健康診断受診率のデータを町側は把握していますでしょうか。もし把握しているのであれば、乳幼児や義務教育を除く39歳以下の国民健康保険、社会保険等の町民の健康診断受診率はどのようになっていますでしょうか。また、各種健康保険において被扶養者の健康診断受診率はどのようになっていますでしょうか。また、49歳以下の町民の健康診断受診率向上に向けての今後の取り組みはどのようになっていますでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本啓吾議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、社会保険等の方々の健康診断受診率のデータを町は把握しているかについてのご質問でございますが、お答え申し上げます。

健康診断の受診率のデータであります。医療保険者には被保険者の健康な生活を維持するた

めに、健康診断、いわゆる特定健診が義務づけられており、特定健診やその結果に基づく保健指導も医療保険者ごとに実施されております。特定健診に係る個人データの取り扱いについては、現在の医療保険制度におきましてはこのように医療保険者ごとに行われており、県や市町村単位での取りまとめは行われていないところであります。

当町は南部町国民健康保険の医療保険者であります。したがって、当町では国民健康保険以外の社会保険等に加入している町民の方々の特定健診についてのデータなどは把握しておりません。このことにつきましては当町だけに限らず、全国の市町村は同様であると認識しております。

しかしながら、国では、全国レベルではありますが、医療保険者の種別ごとに特定健診の受診率を公表しております。公表されている直近の平成27年度の数値を見ますと、市町村国保の受診率が36.3%、市町村国保以外の各種社会保険などの受診率はいずれも45.0%以上と、市町村国保よりも高い受診率となっております。また、これも全国レベルの平成27年度の数値であります、市町村国保が36.3%であるのに対し南部町は46.2%と、全国レベルを上回る受診率となっております。

なお、医療保険者に義務づけられている特定健診の対象は40歳以上と定められていますが、当町では30歳以上を対象としており、町独自の事業として実施しているところであります。

当町の国保被保険者の30歳から39歳の特定健診受診率は、平成25年度は14.8%、平成28年度は21.9%と増加してきておりますが、平成28年度の町全体の受診率約47%と比較すると低く、若い年齢層の受診率向上が課題となっております。

次に、49歳以下の町民の健康診断の受診率向上に向けての今後の取り組みについてお答え申し上げます。

平成28年度の特定健診の受診率ですが、30代、40代は男女ともに20%台と低く、50代でも男性は30%台となっており、先ほど申し上げましたが、30代から50代の若い年齢層に対する受診率の向上が課題となっております。

現在、壮年期の受診率の向上を目的として、未受診の40代及び50代の方に電話による受診勧奨を行っているほか、健診の日程につきまして、平日のほかに土曜日、日曜日に健診を実施したり、受け付け時間の拡充や託児コーナーを設置したりするなど、壮年期の方が受診しやすい体制を工夫しております。また、壮年期男性が多く活動する組織団体に対しまして健康講話を行い、健診受診を勧めております。

地域全体についての受診率の向上対策といたしましては、町内会総会などにおきまして健康や

介護予防に関する講話を実施しているほか、地区組織や農業者団体などに対しまして健康講話を実施しております。

今後の取り組みといたしましては、これまで取り組んできたこれらの事業を継続するとともに、特に壮年期の受診率の向上を目指した取り組みを強化していきたいと考えております。その一つとして、本年度からは国保人間ドックを八戸市総合健診センターに委託して実施しております。今後は町内の医療機関や他の健診機関におきましても特定健診や国保人間ドックが受診できるよう調整を図ってまいりたいと考えております。

当町では、平成29年度におきまして、本年度から34年度までの5年間を計画期間とする南部町健康増進計画「第3次すこやか南部21」を策定いたしました。この計画は、子供から高齢者までの健康づくりを推進し、健康なまちづくりを進めるためのものがございます。町民の誰もが健康で安心して暮らせることを目的としており、医療保険の種類にかかわらず、町民の健康課題に沿った健康づくり事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ご答弁ありがとうございました。

やはり町側で国保以外の方の健診データを把握するというのは全国的にも難しいとは思っておりました。個人的にと平均寿命は町全体で出るということなんですけれども、健診の受診率は把握したデータでの平均が出るというところにちょっと疑問を持っていまして、全体での健康づくりというのが実現できればなとは思っておりました。

近年、食生活の変化や運動不足によって糖尿病や高脂血症、高血圧といった生活習慣病が若年世代から出始めるようになりました。また、国立がん研究センターが2018年5月29日に15歳から39歳の思春期・若年世代でがんと診断された人の数は年間2万1,400人に上ると発表しています。これらの病気は早期に自覚症状がなく、症状があらわれたときには既に病状はかなり進行している場合も少なくありません。若年世代の親が症状があらわれたときには既に病状が進行しており、幼い子供を残して亡くなる場面も見てきました。

健康診断は、自覚症状があらわれる前に生活習慣病等をチェックするいい機会であり、自分では気づいていない病気を早期発見できれば、病気の進行を食い止め、治療によって治すことも可能になります。今まで難病とされてきたがんも現在は早期発見・早期治療によって治るケースがふえています。

先ほど町長から答弁があったとおり、南部町では30歳以上が特定健診を受けられるということでありましたが、若年世代である29歳以下の住民を含めた南部町全ての住民が住民健診や会社での職場健診などを含め年に1回以上は何かしらの健康診断を受けることができるきっかけ、例えば場所や補助、周知の環境があれば、平均寿命や健康寿命の向上のみならず、南部町の医療費削減の一つになると思われますが、若年世代等を含めた今後の健康診断受診環境づくり等は何かお考えがありますでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず若年世代に対する健康診断等々の今後の考え方等々はあるかというご質問の内容でございますが、先ほど町長からの答弁もあったみたいに30歳からは、これも国保の被保険者に限られますが、当町においては特定健診という健診を受けられることになってございます。

議員ご質問の趣旨は、それ以下、29歳以下、高校卒業から29歳以下の住民のことであろうと推測されますが、この年代につきましては、社会保険、要するに会社勤めをしている方はさまざま職場なり等から指導を受けていることかと思われます。問題なのは要するに自営業とか農家の方、国保に加入している高校卒業から29歳以下の方になるかと思われますが、先ほど町長からの答弁もあったとおり、さまざまな機会を利用して健診の重要さといいますか、先ほど議員からのご指摘もあったとおり、がんの早期発見等々のことがございますので、現在もやっていますが、さまざまな機会を捉えて健診の周知徹底等々を今後とも図っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） 最後の質問ですけれども、29歳以下という趣旨もありますけれども、30歳以上の国保以外の被扶養者、先ほど話したような主婦とかそういった部分でも何かしら年に1回受けるようなきっかけというか、そういった環境づくりができれば病気の早期発見の一つになるのかなと私は考えた部分がありまして、今回の質問は、国保以外の方でも病気が出てくる、会社以外の方でもありますので、そういった部分で何かきっかけづくりができればなという思いがありまして今回質問させていただきました。

先ほど町長から答弁があったとおり、2018年から実施される南部町健康増進計画「第3次すこやか南部21」では健康づくりの重点課題の取り組みとして、がん対策、脳血管疾患対策、糖尿病重症化予防等が上げられています。健康診断を住民が実施することにより、これらの課題解決の一つになるとともに、平均寿命、健康寿命を延ばすことができるのではないかと思います。また、病気の予防、早期発見による南部町の医療費の削減にもつながると思います。

南部町が平成27年10月22日に健康宣言をしてから約2年半が過ぎ、ピロリ菌検査を追加した中学生健診など各種健診事業、水中運動教室や食生活改善教室などの健康教室事業や里山歩きなどの健康づくり事業など多くの取り組みをしてきました。また、今後は医療費無償化を中学生から高校生まで拡大するなど多くの事業が実施予定であります。町民からは喜びの声を多く聞きますし、他市町村の方からは「南部町は住民のことを考えた取り組みを多くしていて、いい町だ」「住みたい」という声も聞きます。若年世代、全ての就労世代に目を向けた健康診断等の取り組みは、平均寿命、健康寿命を延ばし、医療費の削減につながるとともに、他市町村から魅力あふれる南部町への移住等による少子化問題解決の一つになるのではないかと思いますので、今後の積極的な取り組みを計画していただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） これで松本啓吾君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩とします。

（午前11時50分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩を解き会議を再開します。

（午後1時00分）

.....
○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

2番、久保利樹君の質問を許します。2番、久保利樹君。

（2番 久保利樹君 登壇）

○2番（久保利樹君） 皆さん、お疲れさまです。

今回、第80回南部町議会定例会において一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今回、私は子供たちが学校へ通うための通学路について質問させていただきます。

テレビや新聞等でも児童や生徒が通学中に交通事故に巻き込まれることが報道され、悲惨な事故が全国で異常なほどに多発しています。また、最近では新潟県の小二女児殺害事件や岡山県で2004年に被害に遭った小三女児の殺害事件の犯人が再逮捕されるなど、子供が登下校中に悲惨な事件に巻き込まれるニュースも後を絶ちません。

子供たちが安心安全な通学をするためには何が必要であるのかを一緒に考えていくために、通告に従い質問させていただきます。

まず、町内小中学生の通学方法についてお伺いします。

小中学生の通学方法は、徒歩、自家用車、バス通学、中学生ではこれに自転車通学も加わるとありますが、その割合をお教えてください。

次に、通学路の危険箇所の把握の方法とその対策をどのようにしているのかお伺いします。

新年度になりますと児童生徒の担任の先生が児童生徒一人一人の通学路を点検したり、学校で危険箇所の地図を作成したりしていますが、その把握方法や、もし危険箇所等が発見された場合の対策はどのように行われているのかお伺いします。

最後に、下校時間帯における防犯灯の整備についてお伺いします。

日照時間が短くなると暗がりやを徒歩や自転車で下校している生徒を目にすることがあります。自家用車で下校されている場合も多いようですが、暗がりやを歩くことを父兄や地域住民の方からも心配する声をよく聞きます。これも一つの危険箇所ですが、整備についてどのようにお考えかお伺いします。

以上質問いたします。関係各位の答弁をお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 久保利樹議員にお答え申し上げます。

まず町内小中学生の通学方法についてのご質問であります。主に徒歩、スクールバスや多目的バスなどの利用、中学生におきましてはこれに自転車通学の許可をもらった自転車の使用となります。最近多くなってまいりましたが、保護者による自家用車での通学もございます。

通学方法と通学路に関しましては、学校において年度初めに保護者から提出いただく調査票により確認をしております。

次に、町内通学路の危険箇所の把握の方法とその対策をどのようにしているかのご質問であり

ますが、通学路の安全対策箇所を把握するために、平成27年2月に示された南部町通学路交通安全プログラムに基づき南部町通学路安全推進連絡会議において点検を実施しております。点検により対策が必要と思われる箇所については関係機関と連携を図りながら対策を行っております。

なお、各学校においては、道路、川、橋及びため池などの危険箇所については実際に現地確認による点検を行っております。

次に、下校時間帯における防犯灯の整備についてのご質問であります。保護者や学校から整備の要請があった場合、町内の街灯を担当しております建設課と協議しながら対応しております。

昨今、児童生徒の通学中の交通事故などが全国的に多発しております。学校のある地域の道路事情や交通状況などに合わせてそれぞれ児童生徒の安全確保対策に努めているところです。交通安全の徹底を呼びかけ、子供たちが交通事故に遭わないよう十分気をつけ、対応に当たりたいと考えております。

以上であります。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。久保利樹君。

○2番（久保利樹君） ご答弁いただきましてありがとうございます。

通学方法については、やはり最近自動車がふえているということで、朝晩、特に部活動等に出ているお子様はやはり帰り暗い場合もありますので、保護者の方が、実際に私の家庭でもそうですけれども、直接学校に迎えに行くというのがまず多くなっているのかなと思います。小学校に関しては、学童保育の実施も行っておりますので、学童保育が終わる時間に車で迎えに行かれる方が多いようであります。

自転車通学に関しましては、学校等でも自転車通学の方法についてもかなりの指導をされているようですが、今回この一般質問をしたのは、3番の部分について、防犯灯、町において、教育委員会において通学路に指定になっている部分の通学路を通行していない生徒、例えば近道があったりとか、やはりそういう部分もあるので、暗がり、本当に時間帯によっては人通りが少ない、そういう部分を2人もしくは1人で歩いている生徒をたまに目撃します。南部町地域住民の方も見守りしていただいたり、小中学生、また高校生の部分においてはそういった地域住民の目もあって安心というか、まず今のところそういう被害には至っていない部分もあるかと思いますが、この暗いところを1人で歩いているというのがすごく私は心配で、実際に今の時期、田植えなん

かをしていると結構な子が歩いています。そういった部分の把握というのは教育委員会ではどのように把握できているのでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） ご質問にお答えを申し上げます。

防犯灯に対してのご質問で、人通りが少ない場合、教育委員会ではどのような把握をしているかというふうなご質問でございます。

まず一つ、先ほど久保議員からもご案内があったとおり、通学路については、小学校におきましては事前に親御さんのほうから、入学されたときに、どのような通学経路で来ますかというふうなあたりを調査いたしまして、まとめまして、安全な道路を通って通学をしてくださいということで親御さんのほうにもお知らせをして、通学路のほうを定めさせていただいているところでございます。

人通りが少ない、それから危険な箇所については、学校でも通学路としては指定をしていないというふうなことで私どもは捉えてございますが、実際にそれではそのようなところをどのような子供たちが歩いているかというふうな調査は、現在のところはその調査、数値としては捉えてはございません。ただ、確かに人通りが少ないところを、主に、小学生の場合はないとは思いますが、中学生に当たっては先ほどお話の中にもありました近道を通っていく、それから明るいうちはここはまず大丈夫だろうという形で通っている場合もあると思います。

では、どのような対策というか、あれですけれども、まず保護者さんのほうから、ここの道路は暗いので何とか対策をしていただけないでしょうかというふうなお話もいただくこともございます。その場合については、明らかに危険な場所であった場合については、こちらは危険ですので正規の通学路のほうを通って通学のほうをお願いしますというふうなことでお話をしている程度のことが実情のところでございます。

今後においては、これらの問題があるとは思いますが、これから検討してまいりたいと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。久保利樹君。

○2番（久保利樹君） 答弁ありがとうございます。

やはり学校側、行政側としては、まず危険な箇所、例えば夜暗い道路等は極力、極力というか、歩かないでくださいというのがやはり指導していく側の立場になるかと思うんですけども、私が連合PTAの会長をしていたときも、実は、3年前ですか、このことがPTAの中でも話題になりまして、街灯、防犯灯を設置できないかというPTAの中の声を聞いたときに、当時お願いしに行ったら、やはり町内会の設置になったとしても町内会の負担分もあるということで、なかなか早急にはできないんじゃないかというお話がありました。

また、私はよく名久井地区のほうをふだん生活圏にしているので、名久井地区のほうばかり見る面が多いんですけども、町内の学区全てにおいてさまざまそういう箇所があるのではないかなというふうに考えております。中学校に関しては学区も広いということで、各地区いろいろそういう場所があるのではないかと思うんですけども、全て例えば昼間のように明るくというのは当然難しい話ではあるんですけども、実際の子供たちの通学ぐあいの把握等をして、どうしても通らなければならないような子たちも当然いるわけですね。そういった部分を町内会の負担等を抜きにして整備していけるかどうかという検討の余地があったら、その辺について回答をお願いします。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） お答え申し上げます。

検討についての余地でございますが、これについてはいろいろな方々からご意見を頂戴してまとめていかなければならないと思います。ですので、この場でまずできるできないはちょっとお答えが難しいところではございますが、ただやはり子供たちの事故、それから事件に巻き込まれるとかそういうふうなものについてはやはりこれは防いでいかなくてはいけません。ですので、まず現状のほうを把握したいと思います。各学校のほうでどのような通学態勢になっているか、通学態勢については基本的な通学路を通っての通学、それから通学手段をもつての通学というのがもちろん基本のところではございますが、今現在、実際として人けのないところを通らなければいけないとか、それから車のほうの危険箇所があるとか、そういうところはもう一度チェックをいたしまして、それから対応の検討のほうを図りたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） これで久保利樹君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月7日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後1時15分）

平成 3 0 年 6 月 7 日（木曜日）

第 8 0 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第80回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年6月7日（木）午前10時開議

- 第 1 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 報告第5号 一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 3 議案第61号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の
制定について
- 第 4 議案第62号 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第63号 南部町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第64号 南部町子ども医療費給付条例の制定について
- 第 7 議案第65号 南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第 8 議案第66号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第 9 議案第67号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第68号 南部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関す
る法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 11 議案第69号 平成30年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 第 12 議案第70号 平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 13 陳情第1号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求
める陳情書
- 第 14 陳情第2号 地域別最低賃金の引きあげと全国一律最低賃金制の実現、中小企業支援の
拡充を求める陳情
- 第 15 常任委員会報告
- 第 16 委員会の閉会中の継続調査の件

第 17 議員派遣の件

追加第 1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第 2 議案第71号 財産の取得について（福地・南部地区小学校コンピューター機器）

追加第 3 発委第2号 日本政府が核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める意見書案

追加第 4 発委第3号 地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	金 野 貢 君
住民生活課長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課長	福 田 勉 君
農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建 設 課 長	川 村 正 則 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君

医療センター事務長	佐々木	大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋	健 悦 君
市 場 長	馬 場	均 君	教 育 長	高 橋	力 也 君
学 務 課 長	中 村	貞 雄 君	社会教育課長	佐々木	高 弘 君
農業委員会事務局長	松 橋	悟 君			

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	夏 坂	由美子	班	長	小 林	京 子
総 括 主 査	留 目	成 人				

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第80回南部町議会定例会を再開します。
本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第1、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（金野貢君） おはようございます。

それでは、説明資料の1ページをご覧ください。

報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政・省令が平成30年3月31日に公布され、いずれも原則平成30年4月1日から施行されました。

これに伴いまして、町税条例等を改正する必要性が生じたため、平成30年3月31日付で専決処分を行い、同日付で公布したものでございます。

主な改正内容でございますが、1点目としまして、働き方改革を後押しする観点から、所得控除に関する規定の見直しなどを行いました。

2点目としまして、共通電子納税システムの利用促進を図るため、国税と同様に大法人等に係る電子申告を義務付けいたしました。

3点目としまして、たばこ税の見直しを行っております。

具体的には、一般の紙巻きたばこの税率を今年10月から3段階に分けて引き上げを行うほか、いわゆる電子たばこに関しまして、新たに「加熱式たばこ」という区分を設けるとともに、今年

10月から5年間かけて、新課税方式へ移行させるものでございます。

4点目としましては、固定資産税の平成30年度評価替えに際し、負担調整措置等を更に3年間延長することとしております。

条例の施行日は、原則平成30年4月1日としまして、所要の経過措置を設けてございます。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 改正そのものに関しては何ら意義申し立てるわけではありませんけれども、今回のこの条例改正は、計画措置ということで相当、長い間に渡った条例になっています。

ですからこの辺を町民にどのように告知、周知していくのか考えがあればお聞かせください。それだけです。

○議長（馬場又彦君） 税務課長。

○税務課長（金野貢君） ただ今、中舘議員からご質問がありましたように、今回の条例改正、条項立てになっておりまして、大変、奥が深い改正になってございます。

俗に2条立てで改正しますと2段ロケット、3条立てで改正しますと3段ロケットと俗に言われるものでございますが。先ほど、特にたばこ税に関する部分でございまして、5年間に分けて電子たばこの税率を上げていく。更に、一般たばこも3年間に分けて上げていくということでございますので、今年の10月から始まりまして、来年の10月、1年おきましてその次の年の10月というふうに段階的にたばこ税が上がる部分が今回、条項立てになっている部分でございまして、この辺は逆に町というよりも国の方が積極的にPRしていただけるものと思っております。

ただ、町としまして、税率が改正される際に小売店さんが持っているたばこ。9月31日に持っていたたばこを10月に売ると高い値段で売れるわけですね。そういう手持ち品につきましては課税されることとなりまして、今年の夏以降、順次、小売店さんに向けての説明会などを開催していくという予定になってございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 中館文雄君。

○9番（中館文雄君） 今、課長さんからお話しあったように、その辺は徹底してもらわないと、ちょっと、不公平感ではないですけども。細かく町民に対しては徹底していただくよう、お願いしておきます。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第4号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第4号は原案のとおり承認されました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 日程第2、報告第5号、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） それでは報告第5号、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてご説明申し上げます。

議案書の67ページをお願いいたします。

地方自治法の規定に基づき、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出し、経営状況について議会に報告するものとなっております。

それでは、まず初めに、平成29年度の事業報告をご説明申し上げますので、別冊の資料となっておりますが、そちらをご覧くださいと思います。

表紙に「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」という資料になりますが、こちらの2ページをお開きください。

下段の平成29年度事業の実施状況からご説明いたします。

まず、バーデハウスについてですが、(1)公益事業の水泳・健康指導事業から、4ページの(8)保養施設利用契約団体及び利用状況までにつきましては、ご覧のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

(9)利用者の状況にありますが、利用者数は21万385名で昨年に比較しまして51名の増となりました。

(10)収支の状況ですが、収入1億3,168万3,000円、支出1億3,328万4,000円で、160万1,000円のマイナスとなりました。

次に、アヴァンセについてですが、(1)利用者の状況のうち、宿泊者数は4,969名、③の宴会・会合は1,627名となりました。

5ページをお願いいたします。

(4)収支の状況では、収入2,963万9,000円、支出3,067万3,000円で103万4,000円のマイナス。

続いて屋外プールについてですが、6ページをお願いいたします。

(4)の利用者数は549名、収支の状況では、収入389万4,000円、支出386万8,000円で2万6,000円のプラスとなっております。

次に、アイスアリーナについてですが、7ページをご覧くださいと思います。

(3)利用者数は3万8,015名、(5)の利用料収入は1,637万8,082円となり、(7)の収支の状況では、収入4,496万9,000円、支出4,339万8,000円で、157万1,000円のプラスとなりました。

次に、レントランの運営状況についてですが、レストラン飲食の提供は1万5,698名となっております。

次のページをお開きください。

宿泊の食事提供は7,599名、宴会や子ども会、老人クラブ等への提供は273件です。

(2)収支の状況は、収入4,101万5,000円、支出3,852万円で、249万5,000円のプラスとなっております。

ります。

なお、資料の 9 ページから12ページまでは、第26期の決算報告書となりますので、あとでご覧
いただきたいと思います。

次に13ページにありますますが、こちらは、これまで説明いたしました施設別の収支状況となりま
す。

最後に15ページから19ページまでは、施設別の入館者・利用者、宿泊者の状況となります。

以上で、南部町健康増進公社の経営状況について、説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認め、報告第 5 号を終わります。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第 3、議案第61号、南部町地方活力向上地域における固定
資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） それでは、説明資料の 2 ページをお開き願います。

議案第61号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定につ
いてご説明申し上げます。

趣旨ですが、企業の東京圏、中部圏・近畿圏中心部への集中を是正するため、本社移転に伴う
施設を整備する事業者に対して、固定資産税の不均一課税の特例を創設するため条例を制定する
ものになります。

内容ですけれども、青森県の地域再生計画に基づいて、企業が地方活力向上地域特定業務施設整
備計画というものを、県知事の認定を受けまして、2年以内に計画に沿った建物、構築物、償却
資産の特別償却設備で合計取得価格が中小企業で1,900万円、大企業で3,800万円以上のものを新

設または増設したときに、新たに固定資産税が課税されますが、3か年度に限り不均一に課税するものです。

不均一課税の税率ですが、まず移転型につきましては1年目はゼロ%、2年目は通常の4分1にあたる0.35%、3年目は2分の1の0.7%になります。

拡充型につきましては、1年目ゼロ%、2年目は通常の3分の1の0.467%、3年目は3分の2にあたる0.933%としております。

なお、附則において、操業奨励金が重複した支援にならないように、工場誘致条例第6条を改正してございます。

施行日は、公布の日としております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第61号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第4、議案第62号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（金野貢君） 説明資料の4ページをご覧ください。

議案第62号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、地方税法の規定に基づき、このたび制定された、生産性向上特別措置法に規定されている先端設備等に係る固定資産税の割合を定めるため、条例の改正を行うものでございます。

条例改正の内容としましては、地方税法附則第15条第47項において、生産性向上特別措置法に定められている先端設備等に係る固定資産税については「ゼロ以上2分の1以内の範囲内において条例で定める割合」に減額できる旨が規定されました。

町としましては、町内中小企業の設備投資を税制面から支援していくという観点から、該当する先端設備等の固定資産税に乘じる割合を「ゼロ」にするものでございます。

併せまして、地方税法の一部改正により平成31年4月1日に条項番号にずれが生じるために、所要の手当を行ってございます。

この条例の施行日につきましては、先の議会全員協議会で説明した際は、生産性向上特別措置法の施行日から施行するとしておりましたが、おととい6月5日に生産性向上特別措置法の施行日を定める政令が公布されまして、この法律は、昨日、6月6日に施行されることとなりました。

このため、本日、差し替えをお願いした議案書のとおり、本条例の施行日は、条例の公布日とするものでございます。

なお、減免の対象となる先端設備等につきましては、法律の施行の日から平成33年3月31日までに取得した設備に係る固定資産税について適用するというものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号から議案第66号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) お諮りします。日程第5、議案第63号、南部町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について。日程第6、議案第64号、南部町子ども医療費給付条例の制定について。日程第7、議案第65号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について。日程第8、議案第66号、南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての議案4件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第63号から議案第66号までの議案4件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田勉君) それでは、議案第63号から議案第66号まで、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第63号をご説明いたします。説明資料の5ページをお願いいたします。

議案第63号、南部町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例は、小学校就学前までの子どもを対象とした医療費の給付に関することを定めてい

るもので、医療費給付事業そのものは、県の補助事業となっております。

趣旨でございますが、2点ございます。

1点目は、所得税法の一部を改正する等の法律が、平成30年1月1日から施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものです。

2点目は、先ほど、この医療費給付事業は県の補助事業と説明いたしましたが、県の事業の正式名称は「青森県乳幼児はつらつ育成事業」でございます。この事業実施要領の改正により所得制限基準が改められ、平成30年10月1日から施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものです。

内容でございますが、はじめに、所得税法の一部改正に伴うものといましては、配偶者に関する文言が次のとおり改められたことから、本条例におきましても同様に改正をするものです。

2つございます。一つは、①ですが、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするものうち、合計所得金額が38万円以下である者とされている「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものです。もう一つは、②ですが、「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者のうち70歳以上の者」に改めるものです。

次に、県の補助事業における所得制限基準が改正されたことに伴うものといましては、本条例におきましても同様に改正をするもので、具体的には次のとおり2つございます。

一つは、①ですが、所得制限基準につきまして、改正前の「平成9年度児童扶養手当水準」を改正後は「平成18年度児童手当特例給付基準」とし、所得の上限額を改正後は改正前の約2倍に引き上げるもので、下の表のとおりでございます。

6ページをお開きください。もう一つは、②ですが、前ページ①の表の所得額の欄のそれぞれの額に加算できる条件及び額を、下の表のとおり改めるものでございます。

新旧対照表は、6ページから7ページにかけての表のとおりです。

施行日は、平成30年10月1日でございます。

説明資料の8ページをお願いします。

続きまして、議案第64号、南部町子ども医療費給付条例の制定についてをご説明いたします。

先ほどの議案第63号は、小学校就学前の子どもを対象とした医療費の給付条例でございましたが、本条例は、小学生以上の子どもを対象とした医療費の給付に関することを、新たに定めるものでございます。

また、議案第63号の条例の医療費給付事業は、県の補助事業でございますが、本条例の給付事

業は、町単独の事業となっております。

まず、趣旨でございますが、子育て支援の充実のため、子どもに係る医療費の一部を給付することで保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもの保健の向上と健全な育成を目的として、高校卒業相当までの医療費給付制度導入のため、本条例を制定するものでございます。

内容でございますが、主なものとして、（１）目的ですが、先ほどの趣旨の中でも説明いたしました。保護者の経済的負担の軽減及び子どもの保健の向上と健全な育成を図ることを目的としております。

（２）給付の対象ですが、小学校に就学してから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者の医療保険負担分及び南部町乳幼児医療費給付事業における自己負担分でございます。

（３）所得の制限ですが、下の表のとおりで、前議案の議案第63号で説明いたしました「南部町乳幼児医療費給付事業」、県の補助事業ですが、これと全て同様となっております。

（４）給付の方法ですが、医療機関等の窓口での支払いが不要な現物給付となっております。

（５）給付の開始日ですが、平成30年10月1日以降の受診分からでございます。

その下の○書きの一つ目ですが、現在、当医療費給付事業は「南部町子ども医療費助成要綱」で実施しているところですが、医療費の給付の対象となる子どもを高校生まで拡大するとともに所得制限の上限額を引き上げることから、要綱ではなく条例化し、当医療費給付事業を実施することとするものです。

2つ目の○書きですが、給付の対象となる子どもの最終の年齢及び期日は、現行の要綱では、15歳に達する日以後の最初の3月31日まで、つまり中学生までとしているものを、本条例では、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、つまり高校生までとするものです。

3つ目の○書きですが、所得制限につきましては、現行の要綱では「平成9年度児童扶養手当水準」としているものを、本条例では「平成18年度児童手当特例給付基準」とし、県の補助事業である乳幼児医療費給付事業の所得制限と同様に合わせ、所得の上限額を現在の約2倍に引き上げるもので、下の表のとおりです。

施行日は、平成30年10月1日でございます。

既存の他の条例の改正でございますが、本条例の制定によりまして、「南部町個人番号の利用に関する条例」の一部を、次のように改正するものです。

別表第1及び別表第2中、「南部町子ども医療費助成要綱による子ども医療費助成」を「南部町子ども医療費給付条例による子ども医療費給付」に改めるものでございます。

説明資料の10ページをお願いします。

次に、議案第65号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

まず、本条例は、ひとり親家庭の父または母及びその子どもあるいは、父母のいない子どもを対象とした医療費の給付に関することを定めているもので、医療費給付事業そのものは、県の補助事業となっております。

趣旨及び内容でございますが、はじめに説明いたしました議案第63号と同様、所得税法の一部改正に伴いまして、配偶者に関する文言ですが、「老人控除対象配偶者」が「同一生計配偶者のうち70歳以上の者」と改められたことから、本条例におきましても同様に改正を行うものです。

新旧対照表は、下の表のとおりです。

施行日は、公布の日でございます。

次に11ページをお願いします。

議案第66号、南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

まず、本条例は、身体障害者手帳の交付を受けている人については、1級・2級、内部障害については3級までの者、愛護手帳に関しましてはAの者、精神障害者保健福祉手帳に関しましては1級の者を対象とした医療費の給付に関することを定めているもので、医療費給付事業そのものは、県の補助事業となっております。

はじめに、趣旨でございますが、2点ございます。

1点目は、先ほど、この医療費給付事業は県の補助事業と説明いたしましたが、県の事業の正式名称は「青森県重度心身障害者医療費助成事業」でございます。高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、県のこの事業の実施要領が一部改正されたことによりまして、所要の改正を行うものです。

2点目は、議案第63号と同様に、所得税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

続いて、内容でございますが、(1)は主旨の一点目による内容で、改正前は、県外の病院や施設に住所を移して入院・入所していた南部町民は、65歳を迎えた時点で、県外の後期高齢者医療に加入していたものが、第55条の2を新設する「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正に伴いまして、改正後は青森県後期高齢者医療に加入することになり、住所地特例の対象が拡大されることとなるものでございます。

(2)は主旨の2点目による内容で、議案第63号と同様、所得税法の一部改正に伴い、控除対

象配偶者が同一生計配偶者に改められたため、本条例におきましても同様に改正するものでございます。

新旧対照表は、11ページから12ページにかけての表のとおりでございます。

施行日は公布の日で、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第63号から議案第66号までの説明を終わらせていただきます

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 議案第64号に関してちょっと考え方をお聞きします。

というのは、条例では「保護者に対して支給する」という条文になっていました。ですから、子育てに対して私は異論はないんですけれども、ただ、私が心配するのは、例えば保護者、対象者が町税等の未納とか、そういうことがあっても「これは別だ」ということでもう対処していくのか。そうした場合に何か別に処理の仕方。義務を果たさないで権利だけ主張してきた者にもそのままだんどんどん払っていくのか。その辺が、納税の平等性といいます、その辺からいつて問題ないような条文にしていかなければならないのかなと思ったものですから。そういう方に対しての処理の仕方をどのように考えているのかまず、先にお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、この対象者が滞納している場合、その対処方法といいますか、どういう対処をするかというご質問だと思いますが、まず、条例の趣旨からいまして、これまでもそうですが、税金面滞納しているというのは一切考慮してございません。

給付は給付で申請がありまして給付する趣旨でございます。

ただ、それだけではやはり先ほど指摘ありましたとおり、公平といいますか、そういうことが考えられますので、税金の方は税金の方で税務課と協力しながら、滞納整理といいますか、そちらの方に力を向けていっている状況でございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 幼児に関しては来年10月から国の方で無償化にしようということで今、検討されていますから、そういうこと発生しないと思うんです。私たちに関するのはそのほかの当然町民として、納めるべき義務を負っているのにそれをやらないで、ただ、「子どもの医療費だけはまずもらえるんだ」となれば、一生懸命頑張って納税している人との色々な問題があると思うので、その辺がはっきり町民に分かるような対処の仕方がですね、規則かなんか設けてやるか、条例のどっかに「こういう人は対象にしない」というのは、子どもの医療ですからね。私は何もそこまでは厳しくは考えませんが。ただ、条例として制定する以上は、その辺のところも考慮した条例がどっかに1行、1項、入っている方が堂々とやれるようなきがしたものですから。その辺はちょっと、今ここでどうのこうのって結論は出ないと思いますけれども。そうした町民の平等性を担保するような内容のものを規則かなんかでちゃんと決めておいて、やはり、相手に対してもこういう説明をできるようなことを作っておく必要があるんだと思いますので、その辺を一つ、お願いしておきます。

○議長（馬場又彦君） 答弁はよろしいですか。

他に質疑はありませんか。7番、山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今、対象の控除の額が倍になるということで、なるわけですが。それによって、大体、どの程度の人数が、対象者がふえるとか、減るとか。そういう、それによって、予算的にもどの程度の増になるのかという試算はしてありますか。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 当然、所得制限上限額を拡大しましたので、対象者がふえるのは当然でございます。その件につきましては、補正予算で金額、それから当然その金額に伴う人数等を計算してございますので、補正予算の方に計上してございます。増額分及び人数の増分ですね。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今、「補正予算で」って今回出ている補正予算ですよ。補正予算、大体わかるんですけど、大体、どの程度の人数を考えているのか。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 大変、失礼しました。

まず、県の補助事業である乳幼児医療費、要するに就学前までの医療費の方でございますが、人数として150人増、それから、金額で268万5,000円の増を補正予算に計上してございます。

それから今度は、中学校から高校生までの方の子ども医療費の単独事業の方でございますが、人数で635人の増を見込んでございます。

金額で939万5,000円の増を見込んで、補正予算に計上しております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第63号から議案第66号までの議案4件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第63号から議案第66号までの議案4件は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第9、議案第67号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 説明資料の13ページをお願いします。

議案第67号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

はじめに、趣旨でございますが、厚生労働省令で定めている「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」以下「基準省令」と言います。この一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、本条例は「放課後児童健全育成事業」、学童保育のことでございます。この設備及び運営に関する基準を定めており、基準省令に基づいて制定していることから、基準省令の一部改正に伴って所要の改正をするものです。

具体的には、放課後児童支援員の資格につきまして、次のとおり改正するものです。

（1）として、教員免許の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とするため、改正前の「学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において教諭となる資格を有する者」を、改正後は「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものです。

（2）として、「5年以上事業に従事した者であって、町長が認めた者」を新たに設けるものです。

（3）としまして、その他所要の改正として、文言の削除をするものでございます。

新旧対照表は、13ページから14ページにかけての表のとおりでございます。

施行日は、公布の日でございます。

以上で、議案第67号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて日程第10、議案第68号、南部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(中里司君) それでは、説明資料の15ページをお開きください。

議案第68号、南部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、「青森県県南・下北地域産業活性化基本計画」の中で、福地工業団地の緑地や環境施設の割合を、工場立地法の規定に代えて適用すべき準則を定めたものですが、この計画が平成30年3月30日をもって終了し、新たに「青森県地域未来投資促進基本計画」に代わることから、第3条で規定する計画名を改正するものです。

施行日は、公布の日からとしております。
以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第11、議案第69号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは議案の111ページをお願いいたします。

議案第69号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,285万5,000円を追加しまして、それぞれ101億6,285万5,000円とするものとなっております。

120ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。

2 款、総務費、1 項、6 目、企画費は、304万3,000円を追加するもので、19節のコミュニティ助成事業補助金240万円は剣吉4地区連合町内会における、祭り用提灯の購入に対し助成するものとなっております。このたび、財団法人自治総合センターからの交付決定を受けて予算化するものとなっております。

次のページをお願いします。3 款、民生費、2 項、1 目、児童福祉総務費は1,216万9,000円を計上しております。20節、扶助費は、乳幼児医療給付費における所得制限の緩和を県で実施する事になりましたので、対象者の増加が見込まれることから268万5,000円の追加、同じく小中学生・高校生等医療給付費につきましても、同じ所得制限を適用していることから939万5,000円を追加するものとなっております。

続きまして、6 款、農林水産業費、1 項、9 目、達者村モデル事業費は314万3,000円を追加するもので、横浜市栄区との交流事業につきまして、県補助金が採択となりましたので予算化しております。

次のページをお願いいたします。8 款、土木費、6 項、1 目、宅地造成費は、給水工事について、当初予算では工事請負費に計上しておりましたが、八戸圏域水道企業団において工事を受けてもらえることになったことから負担金へ同額移し替えするものでございます。

続きまして、9 款、消防費、1 項、3 目、防災費は190万円を追加するもので、桜本町町内会における自主防災組織活動について助成するもので、同じく自治総合センターからの交付決定により追加するものとなっております。

続きまして、歳入を説明いたします。118ページをお願いいたします。

14款、県支出金、2 項、1 目、総務費県補助金は851万9,000円を追加するもので、横浜市栄区との交流事業である、達者村発信事業に対して209万2,000円、今年度も予定しております「あおもり鍋自慢」に対しては600万円、地域共生社会推進事業に対して42万7,000円と合わせまして、851万9,000円を計上しております。

続きまして、17款、繰入金、2 項、1 目、財政調整基金繰入金は803万1,000円を追加しております。本補正予算の一般財源として繰り入れるものでございます。

19款、諸収入、5 項、3 目、雑入は495万円を追加しております。先ほど説明いたしましたコミュニティ事業に対しての助成金として430万円、公共スポーツ活性化事業として65万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） ちょっと先ほど、中館委員も聞いてそれから山田議員も聞いたんですけども、ページ数ですけども、123ページ。健康福祉課長に一つお聞きしたいのですけれども。

小・中学生のこの939万5,000円の、ちょっと詳しくもうちょっと聞きたいのですけれども。今、補正額で635人ふえたということなんでしょうけれども、一人あたりといいますか、小学生が何人、それから中学生が何人該当するか。高校生が何人。ちょっとここもう少し。当初から取ると3,689万5,000円の予算になっていると思うので、これについてちょっと内訳を教えてくださいな。よろしく。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。

まず、対象者の計算ですが、4月1日現在の年齢といいますか、学年の人数で積算してございます。

まず、小学校1年生から、ちょっと合計出していないんで、それぞれの小学校の合計、中学校の合計、高校の合計はちょっと出していないのですが。小学校1年生から高校3年生までの合計、1,701人。1,701の人数で積算してございまして、そのうちの、先ほども言った所得基準に該当するであろうと思われる率等々を積算いたしまして、最終的に該当者数は、1,445人になるであろうという積算してございまして、先ほど635人ふえると言ったんですが、今回の10月からの所得拡大で、1,445人のうち635人が新たに対象者になるであろうという積算をしております。

よろしいですか。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第12、議案第70号、平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案書の127ページをお開きください。

議案第70号、平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,724万7,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。136、137ページをお開きください。

上段、3款、地域支援事業費の3項、6目、生活支援体制整備事業費でございますが32万円を増額し、総額を645万円とするものです。

これは、生活支援体制整備事業の主軸となる「地域の支え合いの仕組みづくり」を推進するため、地域の医療・介護の現状と課題などについてわかりやすく説明し、事業の必要性について住民の皆さんなどが理解を深めることを目的とするセミナー、講演会です。セミナーを開催するので、このセミナーに係る経費を新たに計上したものでございます。

8節、報償費は、講師1名分の謝礼です。11節、需用費は、セミナー開催に係る事務用品等の消耗品費です。13節、委託料は、セミナー開催のための業務委託料でございます。合わせまして、32万円を増額するものでございます。

下段、4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金でございますが7万3,000円を減額し、総額を580万2,000円とするものです。

これは、当初予算では、1号被保険者の介護保険料につきまして、介護給付費及び地域支援事業費への充当残を全額この積立金に計上していたところでございます。しかしながら、先ほど説明いたしました上段の3款、地域支援事業費に新たに事業が発生したことから、7万3,000円が当初見込んでいた積立額より少なくなることから、同額を減額するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。134、135ページにお戻りください。

歳入の項目は、全て歳出の3款、地域支援事業費の計上額32万円に係るそれぞれの負担分でございます。

まず、上段3款、国庫支出金の2項、3目は、国の負担分、つまり32万円の38.50%分で12万3,000円の増額です。

次に中段、5款、県支出金の2項、2目は、県の負担分、つまり32万円の19.25%分で6万2,000円の増額です。

下段、7款、1項、1目、一般会計繰入金の5節は、町の負担分、つまり32万円の19.25%分で6万2,000円の増額です。

以上で、議案第70号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。7番、山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今、セミナーを開催する。それを委託してやるわけですけど。今考えている講師とか、委託をやるわけですが委託先、その辺をまだ決まっていなければ決まっていなくていいんですけども。

大まかなところがあるのであれば、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。

まずセミナーですが、2部構成、したがって2人の講師を予定してございます。

まず、1部といいますか、1人目は、町内の医師を予定しておりまして、歳出の項目では報償

費、謝礼にあたります。

もう1人は、この事業を全国的に展開してといいますか、岩手県の方で、大変、この事業に関して有名な方がございまして、この方をちょっと講師として招くにあたっては、ちょっと業者に頼まなければならないということで、委託料として、岩手県の方の講師料も含めた委託業務となっております。ですから、講師2人分、2部構成のセミナーを予定してございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今、なんでこういう質問をしたかという、色んな事をやってるわけですが、参加者が少ないような気がするんですね。

だから、もう少し予算をプラスアルファして、参加者の方を講師にしても何にしても、もうちょっと謝礼がかかっても、参加する人、そういう人をふやす工夫もなければならぬのではないかなって思うんですよ。

せっかく、ある程度の金額、今、30万かかりますけれど。これが倍になったとしても、聞く人が3倍になれば、効果は2倍にふえる……。かかる経費は割れば単純に……。だからそういうことも少し視野に入れて、これからやっていただきたいなっていう部分。これから多分、事業始まるわけですから、すみませんがよろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第70号は原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第13、陳情第1号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める陳情書を議題とします。

総務企画常任委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長、川守田稔君。

（総務企画常任委員長 川守田稔君 登壇）

○総務企画常任委員長（川守田稔君） 総務企画常任委員会に付託されました陳情につきまして、ご報告いたします。

去る6月1日、本会議において総務企画常任委員会に付託されました陳情第1号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める陳情書についてであります。

6月4日、委員会を開催し、審査を行いました。

その結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

以上であります。

○議長（馬場又彦君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第1号を採決します。採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第1号を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

○議長（馬場又彦君） ご着席願います。起立多数です。

陳情第1号は、採択することに決定しました。

◎陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第14、陳情第2号、地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情を議題とします。

産業建設常任委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、工藤正孝君。

（産業建設常任委員長 工藤正孝君 登壇）

○産業建設常任委員長（工藤正孝君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る6月1日の本会議において本委員会に付託されました陳情第2号、地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情について、6月4日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

東京都と青森県の地域別最低賃金は時給220円の差がありますが、首都圏の「高物価」に対し、我が地域では「冬季コスト」があり、生活費に差を感じない中での賃金格差は住民生活の質を落とす要因ともなりうる。

しかし、景気回復の恩恵が届かない地方において、人件費が高騰することは、企業を苦しめる要因ともなる。

それを踏まえ、政府が企業に対して支援策を講じて賃金格差を是正していくべきとするこの陳情趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきものと決定致しました。

以上で、産業建設常任委員会の陳情審査結果報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第2号を採決します。採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第2号を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

○議長（馬場又彦君） ご着席願います。起立多数です。

陳情第2号は、採択することに決定しました。

◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第15、常任委員会報告を議題とします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第16、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（馬場又彦君） お諮りします。本日、町長から、議案第71号、財産の取得について（福地・南部地区小学校コンピューター機器）の議案1件が、また総務企画常任委員会と産業建設常任委員会から先ほど採択されました、陳情第1号並びに陳情第2号にかかる意見書が、発委第2号と発委第3号として追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第71号及び発委第2号、発委第3号の3件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため暫時休憩します。

（午前11時22分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前11時24分）

.....
◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案1件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第71号、財産の取得についてであります。購入から9年が経過し、老朽化した、福地地区及び南部地区の小学校、5校で使用する、ノートパソコンほか、コンピューター機器を更新するための購入契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議のうえ、何卒、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 追加日程第2、議案第71号、財産の取得について（福地・南部地区小学校コンピューター機器）を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 説明資料に基づきまして説明をいたします。

説明資料の1ページ目をお開き願います。

議案第71号、取得する財産でございますが、福地、南部地区小学校コンピューター機器でございます。納入先は、福地地区小学校3校、それから、南部地区の小学校2校でございます。

納入期限は、平成30年11月の30日でございます。

執行方法でございますが、指名競争入札となります。

取得する財産の概要でございますが、PCサーバー5台、それから、職員室用のパソコン75台、それから、パソコン教室用のタブレット103台、ネットワークのハードディスク5台、そして、無線LANの機器でございますが10個となっております。

売買代金でございますが、3,888万円となります。

契約の相手方は、株式会社青森電子計算センター代表取締役葛西義明でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりあした。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて追加日程第3、発委第2号、日本政府が核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める意見書案を議題とします。

本意見書案については、先ほど採択されました陳情第1号の趣旨と同様の内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

発委第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて追加日程第4、発委第3号、地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書案を議題とします。

本意見書案については、先ほど採択されました陳情第2号の趣旨と同様の内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

発委第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

発委第3号は原案のとおり可決されました。

.....

◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がございますのでこれを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第80回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月1日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございました。

追加提案いたしました財産の取得についての案件も含め、全ての案件につきまして、慎重審議をいただき、ご承認、ご議決賜りましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。

さて、今年で5回目を数える名久井岳トレイルフェスティバルが、5月27日にチェリリン村を主会場に開催され、県内外から参加した約400人が新緑の名久井岳を駆け抜けました。

会場では、ダンスを踊りながら体を鍛えるズンバや、プロレスの体験会も行われるなど、終日、賑わいを見せておりました。

このように多くの参加者が集まる、町を代表するイベントへと成長させた実行委員は、町内の若者たちで組織されており、そのパワーに頼もしさを感じるとともに、南部町の明るい未来を感じたところでもありました。

来年度以降のさらなる盛況を期待し、町といたしましても、支援を継続してまいります。

今年も、南部町特産の果物をPRするため、8名のフルーツ娘を委嘱いたしました。先ずは、6月20日から始まる「さくらんぼ狩り」を皮切りに、桃や梨、ブドウ、リンゴなど、果樹の町・南部町を、持ち前のさわやかな笑顔で全国に広めていただくことを期待するものであります。

その、さくらんぼであります。先週、1日に実施した作柄調査によりますと、主力品種である「佐藤錦」は、全体的に平年より5日ほど早いペースで生育が進み、過去最高の作柄であるとのことであり、さくらんぼ狩りの期間中は、大勢のお客様に、初夏の味覚をお楽しみいただけるものと思っているところであります。

さて、今週末には、第70回三戸郡総合体育大会が、三戸町を主会場に開催されます。昨年、6年ぶり2度目の総合優勝を果たした南部町選手団は16競技、20種目に281名の選手が出場します。

選手団の皆様には、節目の大会での総合連覇を目指して、日頃の練習の成果をいかに発揮いただくとともに、スポーツの力で、南部町を盛り立てていただくことを期待するものであります。

また、翌週の6月16日からは、三戸郡中学校体育大会夏季大会が開催されます。昨年は、当町から、陸上競技で2校が東北大会出場の快挙を成し遂げており、今年も大いに期待するところであります。

特に、3年生にとっては、最後の大会でありますので、何よりも悔いのないように、力を出し切っていただきたいと、そう願うものであります。

さて、青森県や県内市町村等で構成する「あおもり移住・交流推進協議会」が、5月30日に明らかにしたところによりますと、協議会が東京都内に設置している移住促進に向けた相談窓口である「青森暮らしサポートセンター」を利用して、青森県に移住を決めた人が、平成29年度は、

37件64人と、28年度より約3割増加したということでありました。

また、これまでに、同サポートセンターを通じて、南部町に移住を決めた人は、平成28年度の1件3人といった状況であります。

当町では、今年4月に、各種交流施策を通じて、人口減少対策を効果的に推進するため、交流推進課を新設したところであり、早速、「空き家利活用促進事業」を制度化し、空き家バンクへの登録に係る窓口を設けたところ、5月末現在の相談件数は23件で、そのうち、空き家バンクへの登録見込みは9件となっております。

また、移住・定住に係る受け入れ態勢を構築することに加え、あらゆる相談に、ワンストップで対応する窓口の設置を進めていくこととしております。

人口減少対策は、一朝一夕にいかないものであることは、承知しておりますが、町民の皆様の満足度の向上を図りながら、移住をお考えの方の背中を後押しできるよう、本定例会において、ご議決いただきました「南部町子ども医療費給付条例」に基づく、高校卒業相当までの医療費給付事業や、若者に向けた安価な価格での宅地分譲、また、職員採用試験における移住・定住促進枠の新設、さらには、新たに創業する方を支援するための補助金制度の創設など、全庁一体的に施策を展開してまいり所存であります。

そして、目に見える形での成果を現し、南部町の明るい未来を描きたいとそう考えておりますので、議員各位、ならびに町民の皆様のご理解、ご協力をお願いするものであります。

結びになりますが、4月、5月に続き、6月に入りましてからも穏やかな天候が続いておりますが、これから梅雨を迎え、蒸し暑くなつてまいりますので、議員各位におかれましては、健康には十分留意され、これまで以上のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の、お礼のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（馬場又彦君）　ここで、閉会に当たり私からも、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は6月1日から本日までの7日間でありましたが、議員各位には議会運営にご協力をいただきまして、本日ここに、閉会の運びとなりました。議長として厚くお礼を申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

議員各位から表明されました提言、意見等を踏まえながら、事業展開に邁進されますよう、町長はじめ理事者各位にお願い申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し

上げ、簡単ではございますが、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

これをもちまして第80回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時37分)

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬場 又彦

署名議員 夏堀 嘉一郎

署名議員 坂本 典男